

発刊登録番号

11-1430000-001600-01

2018 年度特許庁 知的財産支援施策

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

特許庁

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2018年度特許庁知的財産支援施策」をジェットロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user_ip_info.others.BoardApp&board_id=others&catmenu=m04_02_05)

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

2018年特許庁細部事業要約表	6
-----------------------	---

I. 知的財産の創出

14

IP 礎プログラム.....	15
----------------	----

IP 翼プログラム.....	17
----------------	----

グローバル IP スター企業育成.....	19
-----------------------	----

スタートアップ特許バウチャー.....	22
---------------------	----

知財権連携研究開発戦略支援事業.....	25
----------------------	----

グローバル技術革新 IP 戦略開発事業.....	29
--------------------------	----

標準特許創出支援事業.....	33
-----------------	----

政府 R&D 特許戦略支援事業.....	35
----------------------	----

政府 R&D 特許設計支援事業.....	37
----------------------	----

政府 R&D 特許技術動向調査事業.....	39
------------------------	----

生活発明コリア.....	41
--------------	----

知的財産データギフト(GIFT)制度.....	43
-------------------------	----

中小企業 IP 直支援サービス.....	45
----------------------	----

II. 知的財産の活用

48

知的財産活用戦略支援.....	49
-----------------	----

知的財産取引支援.....	52
---------------	----

IP 事業化連携評価支援	54
IP 金融連携評価支援	57
優秀発明品の優先購買推薦制度	60
知的財産サービス企業の海外市場需要創出支援.....	61
発明インタビュー及び公共 IP 活用支援.....	62
製品単位特許ポートフォリオ構築支援.....	64
公共機関保有特許診断事業	66
III. 知的財産の保護	69
知財権訴訟保険支援事業	70
営業秘密保護センター運営事業	72
海外知識財産センター (IP-DESK) 運営事業.....	74
海外知財権紛争初動対応支援事業	76
K-ブランド保護基盤構築事業	78
知財権紛争共同対応協議体支援事業.....	80
国際知財権紛争予防コンサルティング支援事業.....	82
産業財産権紛争調停制度	84
IV. 知的財産の教育・コンサルティング	86
知的財産 (IP) スマート教育事業	87
知的財産教育先導大学	90
訪問による知的財産オーダーメイド型教育.....	92

海外知的財産実務人材養成課程	95
知的財産サービス企業採用連携教育	97
知的財産基盤次世代英才起業家の育成	98
特許経営専門家の派遣	100
職務発明制度コンサルティング	102
知的財産プロボノ	103
特許支援相談窓口の運営	105
公益弁理士特許相談センターの運営	106
特許情報検索及び電子出願教育	107
V. 知的財産に関するイベント	109
発明の日のイベント	110
大韓民国知的財産大典	113
IP 情報活用創業コンテスト	115
D2B (Design-to-Business) デザインフェア	118
大韓民国学生発明展示会	120
学生創意力チャンピオン大会	122
大学創意発明大会	124
特許技術賞	126
VI. その他の支援制度	128
職務発明優秀企業認証制度	129

知的財産経営認証	131
手数料減免制度	133
知的財産権に関する租税支援	135
付録.....	137
1. 特許庁及び支援機関の連絡先	138
2. 地域知識財産センターの状況	141
3. 海外知識財産センター (IP-DESK) の状況	143
4. 全世界の特許庁インターネット住所	144
5. 海外の特許検索サイト	146
6. 国内知的財産権関連機関のインターネット住所	148

2018年特許庁細部事業要約表

分野	事業名	募集区分		予算 (億ウ オン)	事業(制度)の内容	募集期 間	ペー ジ
		支援対象	主管(遂行) 機関				
創出	IP 礎プログラ ム	予備創業者 及び個人	地域知識財 産センター	36.4	RIPC、IP 創業 Zone*及び創 造経済革新センターから発 掘された優秀アイデアに対 して具体化・権利化を支援 *RIPC10 ャ所(釜山、光 州、大邱、江原、仁川、全 北、済州、忠南、蔚山、慶 北)に設置完了	随時	15
	IP 翼プログラ ム	技術基盤創 業企業 * 創業後 7 年以内また は転換創業 後 5 年以内	地域知識財 産センター	55.8	創業企業に対する知的財産 経営体系高度化に向けた IP 技術及び経営戦略コン サルティング支援	2018 年 2 月、6 月	17
	グローバル IP スター企 業育成	輸出(予定) 中小企業	地域知識財 産センター	85.7	地域の有望な中小企業を発 掘し、特許/商標/デザイン 総合支援*を通じて地域の 代表 IP 強小企業として育 成 *海外出願費用の支援、特 許技術広報映像の製作、特 許マップ、デザインマッ プ、デザイン開発(包装/製 品)、ブランド開発(新規/ リニューアル/非英語圏)、 企業 IP 経営診断・構築、 特許&デザイン融合などを 支援	2018 年 1~2 月	19
	スタートア ップ特許バ ウチャー	スタートア ップ *創業後 7 年以内	韓国特許戦 略開発院	10	スタートアップが必要な時 期に希望する IP サービス* を選択して支援が受けられ る特許バウチャーを提供(5 百万ウォン及び 2 千万ウォ ン以内) *国内外 IP 権利化、特許調 査・分析、特許技術価値評 価、技術移転(ライセンス ング)など	2018 年 2~3 月 2018 年 6~7 月 2018 年 10~11 月	22

知財権連携 研究開発戦 略支援	研究組織を 保有する 中小企業 * 創業企業 は創業後7 年以内	韓国特許戦 略開発院	147.1	企業が核心・源泉特許を確保できるように、知財権連携研究開発戦略をオーダーメイド型・密着型で支援	上半期 2017年 12月	25
グローバル 技術革新IP 戦略開発	研究組織を 保有する 中小・中堅 企業	未定	45.5	中小・中堅企業の商品がグローバル市場でIP紛争なく輸出競争で優位を確保できるように、商標・デザイン・特許権を備えた融合IP総合戦略を支援	下半期 2018年 4月	29
標準特許 創出支援	大学・公共 研、中小・ 中堅企業	韓国特許戦 略開発院	28.7	標準特許創出の全過程(研究開発、国際標準の開発、標準化活動)における標準特許確保戦略支援で研究生産性の向上及び技術貿易収支の改善に貢献	2018年 1月～ 2月	33
政府R&D 特許戦略支 援	大学・公共 研	未定	46.8	大学・公共研究機関が行っている政府R&D課題を対象に知財権中心の研究開発戦略の樹立(IP-R&D)を支援し、研究開発の質的生産性を高め、研究開発の効率性を高める	2017年 12月～ 2018年 2月	35
政府R&D 特許設計 支援	大学・公共 研	未定	16.8	未活用特許問題を根本的に解決するため、大学・公共(研)が活用可能性の高い高付加価値特許を戦略的に確保できるように支援	2018年 1月～ 3月	37
政府R&D 特許技術 動向調査	R&D省庁・ 専門機関	韓国特許戦 略開発院	28.8	政府R&D事業の研究企画、課題選定の際に対象課題の研究内容に対する特許動向調査の結果を提供し、研究企画及び課題選定を支援	随時	39
生活発明 コリア	女性 予備創業者	韓国女性発 明協会	6.2	創意的な女性のアイデアで商品化しやすい生活発明を発掘し、出願・デザイン・試作品の製作・事業化を支援 部門1: 出願していない創作アイデア 部門2: 知的財産を出願したが、製品化していないアイデア * 2016年の実績)アイデア1,759件受付、試作品の製	2018年 2～4月	41

					作 37 件		
	知的財産 データ ギフト (GIFT)制度	予備創業者 及び創業 3年以内の 小企業	韓国特許情 報院	-	IP 情報サービス分野の商 品開発に必要な IP データ を創業型及び成長型に区分 して最大3年まで無償提供	随時	43
	中小企業 IP すぐ支援 サービス	中小企業	地域知識財 産センター	36.8	地域中小企業の経営現場に おいて至急解決が求められる IP 問題に対して IP 専 門家を通じた相談及び常時 解消	随時 (地域 別知識 財産セ ンター のスケ ジュール 参照)	45
活用	知的財産 活用戦略 支援	中小企業	韓国発明振 興会	38.8	製品の品質及び技術的難 題、新製品の開発など中小 企業の事業化における問題 に対して知的財産(IP)の観 点から解決できるようにコ ンサルティングを支援(特 許製品革新、デザイン製品 革新、IP 事業化戦略)	2018年 1~5月	49
	知的財産 取引支援	個人、 中小企業 など	韓国発明振 興会	23.4	特許技術の導入を希望する 個人、中小企業に特許取引 専門官が仲介サービスを支 援し、民間 IP 取引会社の 能力強化を通じた自立化基 盤の構築を支援	随時	52
	IP 事業化 連携 評価支援	個人、 中小企業 など	韓国発明振 興会	53.7	個人、中小企業などが保有 している知的財産を現物出 資、技術認証、資金調達 (保証、投資、貸出)手段な どで活用できるよう IP 価 値評価にかかる費用を支援	2018年 1月、 7月	54
	IP 金融 連携 評価支援	中小企業 (計400社 前後)				随時	57
	優秀発明品 の優先購買 推薦制度	個人、 中小企業	韓国発明振 興会	-	特許技術が適用されている 優秀発明品を特許庁長が国 家機関、自治体、公共機関 などに優先購買を推薦する ことで販路開拓を支援	随時	60
	知的財産 サービス企 業の海外市 場需要創出 支援	知的財産 サービス 中小企業	知的財産サ ービス協会	2.2	知的財産サービス企業の国 内外マーケティング促進及 び海外市場の販路開拓を支 援(広報ブース及び通訳無 料支援)	海外有 名展示 会開催 の約1 ヵ月前	61
	発明インタ ビュー及び	大学・公共 研	韓国特許戦 略開発院	10.2	大学・公共(研)が出願前の 発明インタビュー(発明審	2018年 1~3月	62

	公共 IP 活用支援				議制度)を通じて強い知的財産を創出し、産業界における活用が有望な特許技術を選別して事業化するように支援することで特許技術の戦略的事業化を推進	64	
	製品単位特許ポートフォリオ構築支援			26.3			
	公共機関保有特許診断	大学・公共 研、政府 R&D 研究 団・事業 団、その他 営利を目的 としない機 関	韓国特許戦 略開発院	3			政府 R&D 特許成果の活用性を高めるため、未活用特許を分析・診断し、保有特許の管理・活用戦略コンサルティングを支援
保護	知財権 訴訟保険 支援	輸出(予定) 中小 /中堅企業	韓国知識財 産保護院	21.1	知財権紛争費用を補償する知財権訴訟保険加入の際に加入保険料の一部を支援	随時	70
	営業秘密 保護センタ ーの運営	中小企業	韓国特許情 報院	7.6	営業秘密教育(オンライン/ オーダーメイド型)、営業 秘密原本証明サービス、営 業秘密保護管理システムの 普及、統合管理支援プログ ラム、営業秘密保護コンサル ティングなど	随時	72
	海外知識財 産センター (IP-DESK) 運営	輸出(予定) 中小 /中堅企業	KOTRA	35.8	海外進出企業の輸出競争力 を高めるため、現地におけ る知財権の確保*及び知財 権問題の解決**を支援 * 商標・デザイン出願、税 関知財権登録費用を支援 ** 侵害調査及び行政取締 費用の支援及び相談など	随時	74
	海外知財権 紛争 初動対応 支援	輸出(予定) 中小 /中堅企業	KOTRA	4	IP-DESK 未設置地域におけ る知財権紛争の予防及び対 応のための法律諮問及び侵 害調査費用の支援	随時	76
	K-ブランド 保護基盤 構築	輸出(予定) 中小 /中堅企業	韓国知識財 産保護院	5.8	海外現地における商標ブ ローカー及びオンライン模倣 品への対応、国内における 主要業種団体と連携した知 財権保護認識の向上	随時	78
	知財権紛争 共同対応 協議体支援	海外知財権 紛争中の 中小/中堅 企業	韓国知識財 産保護院	8	企業間共同の紛争イシュー 発掘及び高度な分析・諮問 など共同対応を支援	随時	80

	国際 知財権紛争 予防コンサル ティング 支援	輸出(予定) 中小 /中堅企業	韓国知識財 産保護院	98.2	海外進出に向けた紛争予防 戦略(スタートアップ対象) 及び紛争リスク特許調査分 析、商標の現地化戦略など を提供	随時	82
	産業財産権 紛争調停 制度	権利者・ 実施権者・ 職務発明者 など及び 利害関係者	韓国知識財 産保護院	2	紛争調停申請の際、当該分 野の専門家で構成された調 停部が相互の合意を通じた 紛争解決を誘導	随時	84
教 育・ コン サル ティ ング	知的財産 (IP) スマート 教育	全国民	韓国発明振 興会	16.4	特許・商標・デザインなど 知的財産の基本及び経営関 連 e-ラーニングコンテン ツをオンラインで提供	随時	87
	知的財産 教育の 先導大学	大学(院)で 知的財産 教育課程 運営が 可能な大学	韓国発明振 興会	32	知的財産に対する体系的な 教育を実施し、大学の自立 的な知的財産教育基盤を強 化することで、知的財産能 力を備えた人材を養成	2018年 9~10 月	90
	訪問による 知的財産オ ーダーメイ ド型教育	中小・ 中堅企業	韓国発明振 興会	7	企業を直接訪問して IP 状 況に対する事前診断・分析 を基に問題解決中心の教育 を提供	2018年 2~3月	92
	海外 知的財産 実務人材 養成課程	中小・中堅 企業の在職 者			主要輸出国の出願戦略、紛 争事例及び交渉戦略の提 示、知的財産権紛争対応 (予防)教育の提供	随時	95
	知的財産 サービス企 業採用連携 教育	未就業 新卒者及び R&D 退職人材	知的財産サ ービス協会	4	知的財産サービス業専門人 材の養成及び採用支援 *(2017年の実績)教育 7 回、計 250 人余り	2018年 3月~ 11月 年間 6~7回 教育 実施前 募集	97
	知的財産基 盤次世代英 才企業家の 育成	中学生 (または 13~16才)	韓国発明振 興会	9	創意性に優れた発明英才を 選抜し、今後新成長産業を 創出する知的財産基盤英才 企業人として育成	2018年 8~9月	98
	特許経営 専門家の派 遣	既に特許経 営専門家が 派遣されたり、派遣中 の大学・公 共(研)を除 いた大	韓国特許戦 略開発院	9.7	特許経営専門家を大学・公 共(研)が直接採用して知的 財産認識を高め、知的財産 専担部署の業務遂行能力を 高められるように指導する ことで大学・公共(研)の全 般的な知的財産能力水準を	2018年 1~3月	100

		学・公共 (研)			高める		
	職務発明 制度コンサル ティング	中小・ 中堅企業	韓国発明振 興会	4.65	職務発明補償制度を導入し ようとする企業、または導 入したものの運営に悩んで いる企業に弁理士など職務 発明専門家を派遣して制度 規定の樹立を支援	随時	102
	知的財産 プロボノ	小企業、 社会的企 業、予備創 業者など ※(寄付 者)弁理士 など知的財 産関連専門 家または大 学、特許法 人、企業な ど機関及び 団体	地域知識財 産センター	0.4	小企業、予備創業者などに 対する知的財産相談、先行 技術調査、知財権教育、ブ ランド開発、デザイン開発 などを弁理士など知的財産 専門家または大学など団体 のプロボノを通じて支援	随時	103
	特許支援 相談窓口の 運営	中小企業	地域知識財 産センター	-	地域別知識財産センター、 IP 創業 Zone、創造経済革 新センターで弁理士及び特 許専門家による知財権関連 相談サービスを提供	随時	105
	公益弁理士 特許相談 センターの 運営	基礎生活受 給者、障碍 者、小企業 など社会的 弱者	韓国知識財 産保護院	15.5	弁理士が産業財産権関連相 談及び書類作成を支援、審 判・審決取消訴訟代理など 無料弁理サービスを提供	随時	106
	特許情報 検索及び 電子出願 教育	企業・機 関・研究所 特許担当 者、学生及 び予備創業 者	韓国特許情 報院	3.95	特許情報の検索及び電子出 願教育	上半 期: 2018年 2月 下半 期: 2018年 7月	107
行事	発明の日 イベント	全国民	韓国発明振 興会	3.5	世界で初めて測雨器を発明 した5月19日を「発明の 日」として指定し、記念式 を開催して発明功労者を褒 賞	2018年 1月	110
	大韓民国 知的財産 大典	全国民	韓国発明振 興会	11.1	発明特許大典、商標デザイ ン展、ソウル国際発明展を 開催	2018年 7月～ 8月	113

	IP 情報活用 創業 コンテスト	全国民	韓国特許情 報院	-	IP 情報を活用した創意的なアイデアを発掘し、創業・事業化を支援するための大会であり、優秀チームを選定して授賞するとともに IP データの無償提供、中企部創業支援事業などに推薦	2018 年 2～3 月	115
	D2B デザイン フェア	全国民	株Creembox	3. 15	独創的なデザインを権利化して事業化できる舞台を提供することで強いデザイン権を創出及び活用できる予備デザイナーを養成し、国内の優秀中小企業に創意的なデザインを供給	2018 年 3～8 月	118
	大韓民国 学生発明 展示会	小・中・高 学生	韓国発明振 興会	4. 95	学生たちの発明アイデアを発掘・授賞して創意的な発明人材を育成し、優秀学生発明品を展示することで学生の発明意識を高めると同時に発明文化を拡散	2018 年 2～3 月	120
	学生創意力 チャンピオン大会	小・中・高 学生	韓国発明振 興会	3. 3	小・中・高の学生たちがチーム(5～7 人)を構成し、与えられた課題を創意的に解決し、未来社会が求める創意性、協同精神、リーダーシップなどを啓発	2018 年 3～4 月	122
	大学創意 発明大会	大学(院)生 及び 発明サークル	韓国発明振 興会	4	大学生の優秀な発明を発掘して権利化・事業化を支援	2018 年 3～5 月	124
	特許技術賞	全国民	-	2. 6	特許庁に登録された優秀発明を発掘・授賞することで、発明者の士気を高めるとともに全国的な発明ムード作りに貢献	上半期: 2018 年 3 月 下半期: 2018 年 9 月	126
その他 支援 制度	職務発明 優秀企業 認証制度	職務発明制度を保有し、申請日より 2 年以内に職務発明補償を実施した中小・中堅企	韓国発明振 興会	-	認証を受けた企業に政府支援事業参加の際に加点など多様なインセンティブを提供 (認証のための評価基準) - 評価基準: 職務発明補償規定(30 点)、補償実績(40 点)、運用の合理性(30 点)	随時	129

		業			- 認証基準: 認証審議委員会の審議結果 70 点以上		
知的財産経営認証	知的財産経営を模範的に遂行する中小企業	韓国発明振興会	-	-	認証を受けた企業に政府支援事業参加の際に加点など多様なインセンティブを提供 (認証のための評価基準) - 評価基準: 知的財産保有状況、特許技術動向の把握、知的財産権紛争の事前点検など 10 の分野に対して計 100 点 - 認証基準: 認証評価結果 70 点以上の企業	随時	131
手数料減免制度	個人及び中小企業	-	-	-	特許・実用新案・デザイン出願料、審査請求料、最初 3 年分の登録料 70%減免、4~9 年次登録料 30%減免	常時	133
知的財産権関連の租税支援	中小・中堅・大企業	-	-	-	1. 職務発明補償金所得税の非課税 2. 技術移転(貸与)所得に対する所得税・法人税の減免 3. 技術取得に支出した金額の所得控除	常時	135

I. 知的財産の創出

A graphic illustration on a light blue background. On the left, a large white hand is shown holding a blue circular logo with a white 'I' and a checkered pattern. To the right, another large white hand is shown in an open, palm-up gesture. In the bottom right corner, there are small blue silhouettes of four people. A dark blue horizontal bar is positioned across the middle, containing the title '知的財産の創出' in white text.

知的財産の創出

- IP土台プログラム
- IP翼プログラム
- グローバルIPスター企業育成
- スタートアップ連携研究開発戦略支援事業
- 知財権連携研究開発戦略支援事業
- グローバル技術革新IP戦略開発事業
- 標準特許創出支援事業
- 政府R&D特許戦略支援事業
- 政府R&D特許設計支援事業
- 政府R&D特許技術動向調査事業
- 生活発明コリア
- 知的財産データギフト(GIFT)制度
- 中小企業IP直支援サービス

IP 礎プログラム

🔗 事業概要

※個人及び予備創業者の優秀なアイデアが事業アイテムとして具体化され、創業まで連携できるようにオーダーメイド型支援プログラムの運営を通じた革新型創業誘導プログラム。

🔗 支援規模: 3,637 百万ウォン、930 件前後

支援事業	支援金	分担金
アイデア創出教育、創業コンサルティング	無料	-
アイデアの具体化及び権利化	1,500 千ウォン以内	20% (現物または現金)
製品化コンサルティング(3D 模型製作)	600 千ウォン以内	20% (現物または現金)

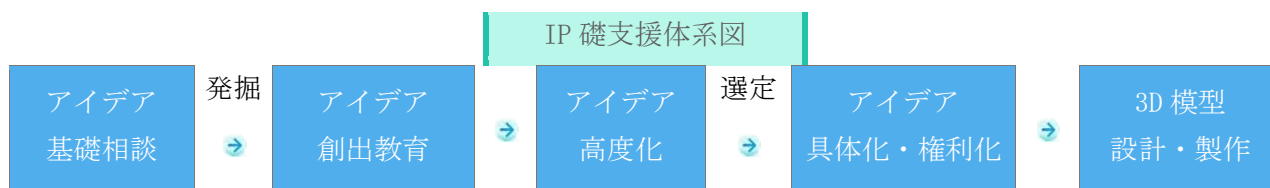
🔗 支援資格

※創意的なアイデアを保有する個人及び予備創業者

🔗 支援内容

※(IP 礎プログラムの運営) 個人のアイデアを創業につなぐため、アイデア創出教育、アイデアの具体化及び権利化、アイデアの製品化(3D 設計及び模型製作)及び創業コンサルティングを支援

・地域知識財産センターに派遣された知的財産専門家を通じて発掘された**アイデア**に対する**具体化、権利化、製品化**などのオーダーメイド型サービスを提供



🔄 推進日程:年内常時受付



連絡先

- ・ 特許庁地域産業財産課(042-481-8660、8653)
- ・ 韓国発明振興会地域知的財産室(02-3459-2822、2838)
- ・ 地域知的財産センター(1661-1900)
- ・ ホームページ : <http://www.ripic.org>

IP 翼プログラム

📌 事業概要

❖ 創業企業が創業初期から IP 問題を克服し、安定的な市場参入及び中小・中堅企業として成長できるよう企業の知的財産経営体系の高度化を支援

📌 支援規模

類型区分	支援規模
支援資格	創業後 7 年以内の企業または転換創業*後 5 年以内の企業 *証憑可能な場合のみ該当
支援期間	100 日以内
支援件数	420 社
支援金	計 2500 万ウォン前後 (企業分担金現物 15%+現金 15%を含む)

📌 支援内容

[企業の知的財産経営体系の高度化]	
[IP 技術戦略]	[IP 経営戦略]
<ul style="list-style-type: none"> ・先行技術調査(競合社特許分析) ・有望技術の導出(未来戦略) ・IP 紛争予防戦略(紛争に備えて) ・強い特許権の確保(競争力の強化) ・特許ポートフォリオ戦略 <p>などオーダーメイド型技術コンサルティングを提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IP インフラ・組織の構築設計 ・IP 資産構築戦略(技術評価) ・IP 事業化戦略(技術取引) ・IP 管理・活用戦略(持続成長) ・IP ブランド・デザイン連携 <p>などオーダーメイド型経営コンサルティングを提供</p>

- ・特許専門家の密着コンサルティングを通じた強い特許の創出
- ・支援企業が最も必要としているものを診断し、適材適所にオーダーメイド型のソリューションを提供

🔄 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1次	説明会	募集公告		事業遂行		最終報告						
2次						募集公告		事業遂行		最終報告		

🔄 その他事項(選定評価方法)

※(選定方法) 事業公告後、申請企業のうち**選定審査**を経て支援を受ける企業を選定(当該年度に同一企業は重複支援不可)

*審査基準：技術の革新性(20点)、成長可能性(25点)、IP支援の必要性(30点)、支援を受ける企業の参加意志(25点)(他省庁の創業支援事業参加企業は選定の際に優待)

※遂行協力機関は韓国発明振興会の協力機関 POOL を活用して支援を受ける企業を選定

連絡先



- ・ 特許庁地域産業財産課(042-481-8660、8653)
- ・ 韓国発明振興会地域知的財産室(02-3459-2822、2838)
- ・ 地域知的財産センター(1661-1900)
- ・ ホームページ : <http://www.ripc.org>

グローバル IP スター企業育成

事業概要

※海外輸出(予定)企業を選定して海外 IP 能力を強化するため、海外産業財産権の獲得、オーダーメイド型特許マップ、非英語圏ブランド開発、特許技術シミュレーションなど企業の海外進出のために3年間知的財産総合支援

支援資格

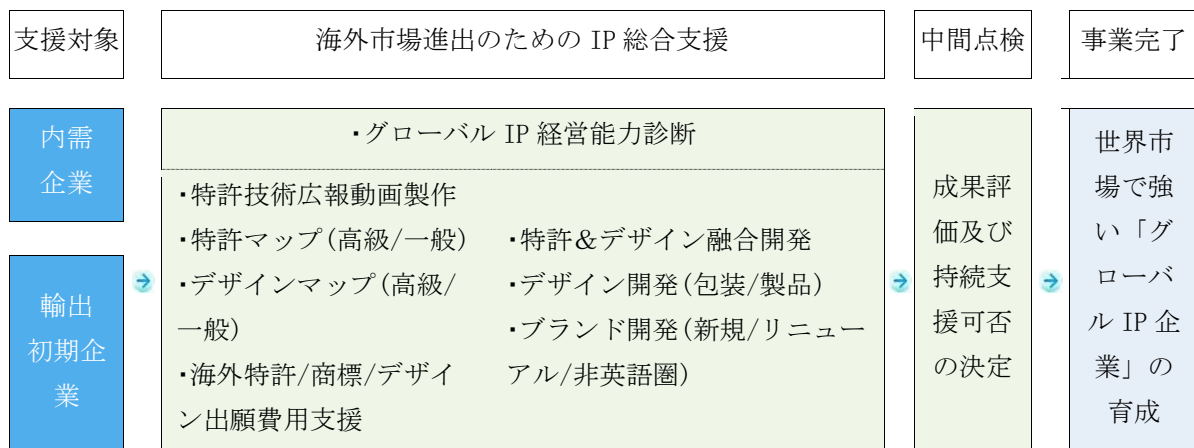
※海外輸出及び輸出(予定)中小企業

企業区分	判断基準
中小企業	- 中小企業基本法第2条による中小企業 ※ 中小企業現状情報システム(sminfo.smba.go.kr)で確認可能
輸出(予定)	- 最近3年間輸出証明書類(契約書、業務協約など)または輸出契約書

支援内容

※選定された「グローバル IP スター」企業に地域知識財産センターの IP 専門家を通じたコンサルティング及び最大3年間特許/ブランド/デザイン総合支援を実施

※企業自己負担金 30% (現金 20%+現物 10%) (現物は会議場所提供、企業役職員の参加で代替)



※細部支援課題

区分		支援内容
海外 出願費用 支援	特許(PCT) 特許(個別国) 商標 デザイン	海外出願の際にかかる代理人費用、翻訳料、出願官納料(手数料)の支援
特許	特許技術 広報映像製作	国内に登録された特許技術を国内外の広報マーケティングで活用できるよう 3D 映像を製作
	特許マップ(高級)	特許に対するオーダーメイド型調査・分析を通じて研究技術開発の方向提示及び特許活用戦略の樹立及び報告書作成
	特許マップ(一般)	
デザイン	デザインマップ(高級)	デザインに対するオーダーメイド型調査・分析を通じて研究技術開発の方向提示及びデザイン活用戦略の樹立及び報告書作成
	デザインマップ(一般)	
	製品デザイン開発	製品、包装デザインの開発またはデザインモックアップ製作 (デザインモックアップは製品デザイン開発産出物に対してフォローアップとしてのみ支援)
	包装デザイン開発	
ブランド	新規ブランド開発	企業ブランド(CI)または製品ブランド(BI)の新規開発及びリニューアル
	リニューアルブランド開発	
	非英語圏 ブランド開発	非英語圏国家現地の言語/文化/状況などを考慮した市場分析、ブランドネーミング支援
その他	企業 IP 経営 診断・構築	中小企業のグローバル IP 経営能力を外部専門企業が診断し、海外進出に必要な企業の知的財産戦略の樹立・推進
	特許&デザイン 融合開発	製品、包装デザインまたは単純な外観中心のデザイン開発から脱し、特許・技術中心のデザイン開発

※上記の細部支援課題は 2017 年基準で、今後変更の可能性あり。

🔄 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	統合公告/地域別 申請受付	企業審査 及び 最終選定		支援課題 調査及び 選定 /遂行社 公告	細部支援事業の推進							
				随時事業(募集、評価)支援								

※ 地域の自治体マッチング予算規模による企業選定で、地域コンサルタントのコンサルティングを経て細部支援事業を推進

🔄 企業選定プロセス

※(選定方法) 書面評価、現場実査及び運営委員会を構成して最終選定

区分	評価項目(例示)	点数配分
書面評価	•企業の提出書類を通じた定量評価を実施	40点
現場実査	•提出書類の真偽確認及び企業面談	-
運営委員会	•申請企業の発表・対面審査を通じた最終選定	60点

※選定以後10日以内にオンラインまたは書面で通知

連絡先



- 特許庁地域産業財産課(042-481-8660、8653)
- 韓国発明振興会地域知的財産室(02-3459-2822、2838)
- 地域知的財産センター(1661-1900)
- ホームページ : <http://www.ripc.org>

スタートアップ特許バウチャー

📌 事業概要

※スタートアップの特許競争力を高めるため、スタートアップにバウチャーを発行すると、スタートアップは IP サービスメニューと Pool に登録された機関の中から必要なサービス及び機関を自由に選択して利用した後、バウチャーで費用を支払う

📌 支援対象

※第 4 次産業革命と関連して**挑戦的な課題***を追求する**技術・IP 基盤のスタートアップ****

*新しい製品/サービス/工程開発または既存の製品/サービス/工程を画期的に改善

**国内に設立された非上場会社(登録された個人事業者または法人)で、予備創業者は除く

📌 **選定プロセス**:書類及び面接評価を経て選定

<評価項目及び指標(案)>

評価項目		評価指標	配点
技術性、 IP 確保 可能性 (30 点)	技術の 優秀性	保有アイデア・技術が既存アイデア・技術または競合社の技術に比べて差別性(競争力)があるか?	20 点
	IP 確保 可能性	保有アイデア・技術が特許または営業秘密として保護可能か?	10 点
市場性 (30 点)	市場の需要	事業アイテム関連市場は十分なのか? (Product-Market Fit)	20 点
	商用化 可能性	技術・アイデアの完成度・水準などが商用化可能性が高いか?	10 点
創業者(チー ム)の能力 (40 点)	創業者	創業者の情熱、リーダーシップ、実行力など企業家精神関連能力	20 点
	構成員	創業者の他、スタートアップ構成員の能力	20 点
加点(10 点)		VC、エンジェルなどからの投資誘致(基準金額以上)など	10 点

📌 **支援規模**: 計 903 百万ウォン(バウチャー発行予算)

バウチャー金額(自己負担)	小型バウチャー(500 万ウォン以内) (現金 30%)	中型バウチャー(2,000 万ウォン以内) (現金 30%)
支援資格 (全て満たす)	- 創業 3 年未満 - 売上 10 億ウォン未満	- 創業 7 年未満、売上 100 億ウォン未満、及び - IP(特許、実用新案、デザイン)出願(登録)1 件以上
発行/限度	自己負担金納付後に発行/年 3 回発行可能(中型バウチャー最大 6 千万ウォン)	
選定周期	年 3 回(2~3 月、6~7 月、10~11 月)	
IP サービス 項目	国内・海外 IP(特許、実用新案、商標、デザイン)の権利化、特許調査・分析、特許技術価値評価、技術移転(ライセンス)仲介など *(利用不可)一般法律・会計サービス、事業申請前利用サービス、IP 出願・登録手数料など	

📌 **バウチャーの発行及び使用など**

❖ **(発行)** スタートアップの「自己負担(現金 30%)」分を先に納付した後、バウチャー金額がポイントとして発行され、スタートアップが先に発行されたバウチャー金額の 80%以上を使用した場合、バウチャー使用期限内に限度*内で再発行可能。

* 年 3 回まで発行可能で、予算消尽時まで支援(選抜の際に優先順位を与える)

❖ **(使用)** スタートアップはバウチャー使用期限内に IP サービスを自由に利用し、バウチャーで手数料*を支払う。

* 個別サービス手数料(供給価額)が精算限度を超えた場合、超過分は利用者が負担し、手数料に対する付加価値税(10%)も利用者が負担(サービス遂行機関に別途提供)。

❖ **(払戻)** バウチャー使用后、残高額の自己負担比率(30%)だけ払い戻す。

❖ **(精算)** サービス終了後、遂行機関のサービス結果物・税金計算書の提出、利用者及び管理機関の確認を経て精算(遂行機関がもらったポイント→現金)

🔄 推進日程

推進内容	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
・事業説明会												
・公告、申請及び選定		1次				2次				3次		
・バウチャー発行			1次				2次				3次	
・バウチャー使用			1次				1次、2次				3次	

🔄 その他事項

※(サービス提供機関) サービスの種類・専門技術分野別に特許事務所、特許調査・分析企業などを募集して Pool を構成(上・下半期)。

Pool 登録資格基準(案)

- ・(共通) 国内に登録された企業(個人事業者及び法人)または公共機関
- ・(IP 権利化) 弁理士 3 人以上保有
- ・(特許調査・分析及び技術移転) 業歴 1 年以上、専門人材 2 人以上、実績 5 件以上保有
- ・(特許技術価値評価) 発明の評価機関 15 個

連絡先



- ・ 特許庁産業財産政策課(042-481-5175)
- ・ 韓国特許戦略開発院事業企画チーム(02-3287-4217)
- ・ ホームページ : <http://www.kista.re.kr>

知財権連携研究開発戦略支援事業

📌 事業概要

※ 中小企業が核心・源泉特許を先取りできるように特許戦略を支援し、R&D 効率性の向上を通じた企業 IP 能力及び競争力の強化

📌 支援規模

(単位：百万ウォン、VAT を含む)

課題類型	遂行 期間	課題 単価	企業負担金				
			小企業		中企業		
			現金	現物	現金	現物	
新技術・新事業 IP 戦略型	20 週 (5 月)	100	14	6	20	10	
R&D 遂行 IP 戦略型	12 週 (3 月)	60	8	4	11	7	
製品化 IP 戦略型			8	4	11	7	
デザイン 中心 製品開発	新製品 IP 戦略型	20 週 (5 月)	120	17	7	23	13
	市場進出型	12 週 (3 月)	72	10	4	14	8
再創業・社会的企業型	12 週 (3 月)	60	現金		現物		
			4		2		

* 再創業：政府支援金 90%/民間負担金 10%

** 上記の課題類型は 2017 年基準であり、2018 年から一部変更予定(今後事業公告参照)

📌 支援資格

※ 研究組織を保有した中小企業基本法第 2 条に基づく中小企業

支援内容

※(支援方法) 韓国特許戦略開発院の知財権戦略専門家(PM)と知財権分析専門機関がチームを構成して企業オーダーメイド型・密着型特許戦略の樹立を支援

※(支援プロセス) 方向設定、特許分析及び戦略樹立などのプロセスで支援



※(支援内容) 技術先導型・跳躍型及び IP 融複合など課題別特化支援

課題類型	期間	支援内容	
新技術・新事業 IP 戦略型	20 週 (5 月)	特許・市場・競合社の分析を通じて新技術・新事業(製品またはサービス)開発に向けた核心特許対応戦略、R&D 方向、優秀特許創出戦略などを提供	
R&D 遂行 IP 戦略型	12 週 (3 月)	特許分析を通じて R&D 課題の技術要素別の細部 R&D 遂行戦略及び特許創出戦略を提示	
製品化 IP 戦略型		保有核心技術(特許)の補完及び追加特許、周辺技術特許、製造技術特許戦略を通じて製品化・商用化を支援	
デザイン 中心 製品 開発	新製品 IP 戦略型	20 週 (5 月)	製品またはサービスコンセプトに対する市場及び競合社のデザイン・特許の併行分析を通じて製品またはサービス R&D 戦略及びデザイン・特許創出戦略を樹立
	市場 進出型	12 週 (3 月)	保有核心技術(特許)に関する製品デザインの開発及びデザイン・特許確保戦略を通じて製品化及び海外市場進出を支援
再創業・ 社会的企業型	12 週 (3 月)	核心特許対応、特許ポートフォリオ構築など再創業企業の再起成功及び社会的企業を支援するためのオーダーメイド型特許戦略を支援	

🔄 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	上半期説明会 及び事業公告	上半期 選定 評価		下半期 説明会 及び 事業公告		下半期 選定評価						
			上半期課題遂行				下半期課題遂行					

🔄 その他事項

※(選定方法) 申請企業に対する1次書面評価及び2次発表評価を実施

・(1次書面評価)

評価指標		評価基準	配点	
			中小	再創業 (社会的企業)
IP 能力	特許保有状況	企業の最近3年間特許出願状況 ※海外特許出願は2倍認定	5点	5点
	特許専門担当人材状況	特許専門担当人材の保有状況または参加人材の IP-R&D教育履修状況	10点	5点
R&D 能力	R&D投資状況	最近3年平均R&D投資率状況 ※再創業企業の場合、雇用人材状況	10点	5点
	R&D人材状況	R&D専門担当人材数	5点	5点
計			30点	20点

・(2次発表評価)

評価指標		評価基準	配点	
			中小	再創業 (社会的企業)
事業 計画 適正性	支援目的との符合性	事業推進目的との符合性	10点	10点
	推進戦略の適切性	支援課題の開発範囲及び日程の明確性	10点	10点
	事業支援の至急性	本事業を至急支援しなければならない必要性	10点	15点
	既存技術との差別性	既存技術との差別性	10点	15点
期待 効果	知財権の創出能力	支援課題を通じた関連分野知財権の創出可能性	10点	10点
	産業への適用可能性	産業上の適用可能性	10点	10点
	経済的波及効果	該当技術の経済的波及効果	10点	10点
計			70点	80点

※遂行協力機関は管理機関(韓国特許戦略開発院)で別途選定



連絡先

- 特許庁産業財産創出戦略チーム(042-481-8184)
- 韓国特許戦略開発院中小企業チーム(02-3287-4254)
- ホームページ : <http://biz.kista.re.kr/ippro>



IP-R&D

グローバル技術革新 IP 戦略開発事業

事業概要

※韓国の中堅・中小企業がグローバル市場をリードしていけるように IP(特許・デザイン・ブランド)を活用した企業オーダーメイド型・密着型 R&D 戦略の樹立を支援

支援規模

課題類型	細部類型	支援期間	課題単価(百万ウォン)	企業負担金(単位:百万ウォン、VATを含む)					
				中堅企業		中小企業		予備中堅	
				現金	現物	現金	現物	現金	現物
製品-サービス融合型	製品-サービス融合戦略	28週(7月)	228	49	65	34	34	-	-
	サービス戦略	20週(5月)	160	36	44	24	24	-	-
新製品/新サービス創出型	特許+デザイン+ブランド(TI)開発	28週(7月)	200	45	55	30	30	-	-
	特許+デザイン(PI)開発	20週(5月)	160	36	44	24	24	-	-
	特許+ブランド(BI)開発 *一部課題は中国特化集中支援	20週(5月)	160	36	44	24	24	-	-
製品/サービス高度化型	特許(技術)開発 *一部課題は中国特化集中支援	20週(5月)	120	33	27	-	-	26	22
	継続課題	12週(3月)	60	18	12	-	-	14	10

※ 現物は参加企業人件費、専用空間の提供、市場報告書の提供などで算定

※ 支援課題の特許性、企業能力、海外進出計画、至急性などを評価して海外出願費の一部、デザイン戦略開発のためのデザイン模型製作費の一部を支援する予定

支援資格

※研究組織を保有する中堅企業及び中小企業

企業区分	判断基準
中堅企業	- 中堅企業の成長促進及び競争力強化に関する特別法第2条に基づく中堅企業
中小企業	- 中小企業基本法第2条に基づく中小企業 ※ 中小企業状況情報システム (sminfo.smba.go.kr) から確認可能

支援内容

※(支援方法) 主管機関所属の知財権戦略専門家と分析専門機関(協力機関)がチームを構成して IP(特許・デザイン・ブランド)総合戦略樹立を支援



※(支援プロセス) 環境・IP分析及びIP権利化など戦略の樹立

環境・IP分析	製品(TI)及びサービスアイデンティティ(SI)を構築	製品/サービス基盤融合IP開発	IPポートフォリオ・権利化戦略
<ul style="list-style-type: none"> 企業ニーズ分析 市場分析、3C(自社、競合社、顧客)分析 IP(特許/ブランド/デザイン) 動向分析 	<ul style="list-style-type: none"> 核心価値分析 <ul style="list-style-type: none"> - 自社、競合社の現在核心価値及び差別化戦略の分析 未来価値の導出 <ul style="list-style-type: none"> - メガトレンド分析 - 製品核心価値の定立 TI 及び SI 戦略の樹立 <ul style="list-style-type: none"> - BI (Brand Identity) - PI (Product Identity) - SI (Service Identity) 	<ul style="list-style-type: none"> オーダーメイド型ブランドの開発/補完 <ul style="list-style-type: none"> - ターゲット市場オーダーメイド型ブランドの開発 革新デザインの開発/補完 <ul style="list-style-type: none"> - IP 融合デザインの開発 - 革新サービス分析 先導特許の開発 <ul style="list-style-type: none"> - ブランド・デザイン・サービスの融合特許(技術)開発 	<ul style="list-style-type: none"> 融合 IP 出願・権利化戦略 <ul style="list-style-type: none"> - 優秀 IP 設計及び IP 創出、IP ポートフォリオ構築 核心 IP 対応戦略 <ul style="list-style-type: none"> - 回避、無効化戦略など 後続 R&D 方向の設定 <ul style="list-style-type: none"> - 製品ラインアップを考慮した後続製品 R&D 方向を導出

※戦略樹立プロセスは課題類型及び企業ニーズによって一部異なる可能性がある。

※(支援内容) 新製品/新サービス創出型及び高度化など類型別特化支援

課題類型	細部類型	支援内容
製品-サービス融合型	製品-サービス融合戦略	製品に関する特許・デザイン戦略だけでなく、製品に融合される新成長サービスに関する IP 戦略まで支援
	サービス戦略	ビジネスモデルの発掘または既に構築されているサービスプラットフォームに使用できるアプリケーション及びソリューション開発などに関する IP 戦略を支援
新製品/新サービス創出型	特許+デザイン+ブランド (TI) 開発	グローバル市場で差別化された製品・サービス・技術を備えたヒット商品・サービスを開発するための特許・デザイン・ブランドのトータル IP-R&D 戦略を支援
	特許+デザイン (PI) 開発	製品の品質と機能を高められるデザイン開発及び特許融合戦略を樹立する特許・デザイン創出戦略を支援
	特許+ブランド (BI) 開発	製品の品質とブランド認知度を高められるブランド開発及び特許戦略を樹立する特許・ブランド創出戦略を支援 * 一部課題は中国特化集中支援
製品/サービス高度化型	特許(技術)開発	グローバル市場進出に向けた開発製品・サービス・技術関連の R&D 方向、核心特許先制対応、強い IP 先占及びポートフォリオ構築など総合的な IP-R&D 戦略を支援 * 一部課題は中国特化集中支援

※[2018 年特化支援分野]製品-サービス融合型課題、中国特化課題集中支援予定

※製品/サービス高度化型継続課題はグローバル技術革新 IP 戦略開発事業に既に参加している企業のみ申請可能

📅 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
上半期	公告/ 受付	選定/ 契約	事業遂行					~TI 遂行*				
下半期					公告/ 受付	選定/ 契約	事業遂行					

※上記の日程は事情によって変更可能性あり。

📌 その他事項

※(選定方法) 評価委員会を構成して申請企業を対象に書面・発表評価を実施

区分	評価項目(例示)	配点
----	----------	----

書面評価	•企業の IP-R&D 能力(IP 保有状況、R&D 投資状況、人材状況)	30 点
発表評価	•事業計画の適正性及び期待効果	70 点

※他省庁の支援事業及び第 4 次産業革命核心技術分野課題など優待加点を付与(最大 4 点)

※協力機関は主管機関を別途選定

連絡先

- 特許庁産業財産創出戦略チーム(042-481-8184)

標準特許創出支援事業

事業概要

※国際標準化を目標として掲げている韓国企業・機関に標準特許確保戦略を提供することで高付加価値標準特許の創出を促進

※支援規模:28.7 億ウォン

※支援機関の政府標準化事業遂行状況と企業規模によって支援規模及び負担金を差等化

課題類型		課題単価 (百万ウォン)	課題数 (件)	支援期間 (ヵ月)	支援機関負担金	
類型 1	新規	R&D	40	5	5	・R&D:課題単価の30%(全額現金) ・標準化:別途支援機関負担金無し
		標準化	28	5		
	継続	R&D	20	2	2.5	
		標準化	14	2		
類型 2	新規	R&D	80	5	9	
		標準化	56	7		
	継続	R&D	40	2	5	
		標準化	28	3		
類型 3	新規	160	5	9	・中小企業 - 課題単価の30%(現金10%、現物20%)	
	継続	80	2	5	・中堅企業 - 課題単価の30%(現金15%、現物15%)	

支援資格

※新規課題

・(R&D) 国際標準の獲得を目的とする政府・民間 R&D 課題を遂行中である中小・中堅企業及び大学・研究機関

・(標準化) 政府標準化事業*課題を遂行する中小・中堅企業及び大学・研究所

*政府通信放送標準開発支援事業(科学技術情報通信部)、国家標準技術力向上事業(産業部)

・国際標準関連の有望技術を保有・開発している中小・中堅企業

❖ 継続課題

・上記資格によって標準特許創出支援事業を 1 回以上支援を受けた経験がある企業・機関として国際標準化活動中の企業・機関

❖ 支援内容

❖ (一般状況分析) 参加機関の保有特許分析、技術動向分析

❖ (標準分析) 標準化機関別の標準動向分析、目標標準化機関の標準化技術ツリー構成、標準文書分析

❖ (特許分析) 標準化機関主要会員の保有特許分析、既に宣言された標準特許の分析、各国の寄稿標準案関連特許分析

❖ (標準特許確保戦略) 国際標準化及び標準特許が確保可能な R&D 方向、標準特許を確保するための特許設計・出願・補正戦略、保有特許及び標準化動向を反映した標準案補完戦略などを提供

❖ 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	事業 公告	選定 評価	課題遂行								遂行完了	事業 説明会

連絡先



- 特許庁産業財産創出戦略チーム(042-481-8499)
- 韓国特許戦略開発院標準特許センター
(02-3475-8560、8572)
- ホームページ : <http://www.kista.re.kr>



政府 R&D 特許戦略支援事業

事業概要

※政府 R&D 課題を遂行する大学・公共(研)を対象に知財権中心の研究開発方向設定を支援することで政府 R&D 特許成果を高める。

※支援規模:46.8 億ウォン

支援類型	課題数	支援期間*	課題当たり事業費**	参加機関の負担金(50%)	
				現金	現物***
中大型 R&D 戦略支援	78 件	5 ヶ月	130 百万ウォン	26 百万ウォン	39 百万ウォン
小型 R&D 戦略支援		3 ヶ月	70 百万ウォン	14 百万ウォン	21 百万ウォン

* 韓国特許戦略開発院専門委員の業務負荷を分散するため、課題申請順によって着手時期が異なる可能性がある(例示:後順位受付課題の場合、下半期に着手)

** 特許戦略を導出するための特許・論文分析費用などで使用(研究課題 R&D 支援費用ではない)

*** 現物は参加機関の専用空間提供、参加研究員の人件費などで算定

支援資格

※大学(大学病院を含む)及び公共研究機関(出捐(研)、公企業、政府 R&D 研究団など)が進めている政府 R&D 課題または機関固有課題

※ **第 4 次産業革命**時代に備えた**主要政府支援政策関連課題**(9 大国家戦略プロジェクト、8 大核心スマート基盤技術など)、**2018 年事業需要調査**(2017 年 12 月)に回答した課題順に優待する予定

支援内容

※戦略的な特許分析を通じた政府 R&D 課題の効果的な研究方向の設定及び優秀特許創出戦略の支援

❖政府 R&D 課題別の特性を考慮した支援類型の構成及び支援戦略の差別化


・特許確保可能な R&D 方向、問題特許対応戦略、特許ポートフォリオ構築戦略などの特許戦略コンサルティングを提供

類型	細部支援内容
中大型 R&D 戦略支援	<ul style="list-style-type: none"> ・技術・市場の動向及び特許分析 ・核心特許対応戦略の樹立 ・IP(特許・デザインなど)ポートフォリオ構築 ・IP 補強戦略の樹立及び新規 IP Seed 導出 ・技術事業化 R&D 戦略の樹立 ・技術マーケティング企画 ・ターゲット企業の選定及び SMK 製作など
小型 R&D 戦略支援	<ul style="list-style-type: none"> ・技術・市場の動向及び特許分析 ・核心特許対応戦略の樹立 ・IP(特許・デザインなど)ポートフォリオ構築 ・R&D 方向の提示


🕒推進日程



連絡先



・特許庁産業財産創出戦略チーム(042-481-8499)



政府 R&D 特許設計支援事業

🔍事業概要

❖未活用特許問題を根本的に解決するため、大学・公共(研)が活用可能性の高い**高付加価値特許**を**戦略的に確保**するように支援

・強い**権利の確保**に向けた**最適な特許請求項の設計**及び技術別特性を考慮して**国内外におけるオーダーメイド型特許創出**を支援

🔍支援規模:16.8 億ウォン

支援類型	支援規模	事業費	
		政府支援金*(50%)	民間負担金**(50%)
特許設計支援事業	84 課題 (機関当たり最大 10 課題)	課題別に 2,000 万ウォン	課題別に 2,000 万ウォン

* 政府支援金 2,000 万ウォンのうち戦略院の運営金額を除いた後、一部を支援

** 民間負担金は現金と現物で負担可能であり、現物は総事業費の 37.5%以内

*** 現物は参加人材の人件費または課題参加人材の業務専用空間の費用などで算定可能

🔍支援資格

❖R&D 後期及び完了段階の政府 R&D 課題及び**機関固有 R&D**

❖**合同公告***を通じた事業連携課題を含めて **1 機関当たり年間最大 10 課題**まで遂行可能

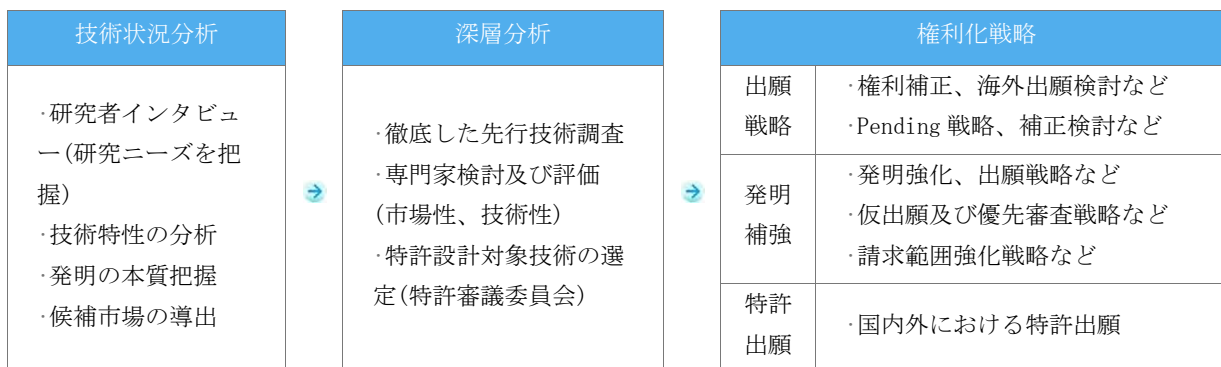
*発明インタビュー及び公共 IP 活用支援、製品単位のポートフォリオ構築支援など

❖**中小企業連携(IP-Dream Lab)** 可能な課題及び第 4 次産業革命時代に備えた**国家重点支援分野(9 大国家戦略プロジェクト)*** などの課題を優遇

*人工知能、仮想・拡張現実、自動運転車、軽量素材、スマートシティ、精密医療など

支援内容

※技術または発明を総合評価(権利性・技術性・市場性)して選別し、最適な権利範囲の設計及び国内外における権利確保戦略を支援



※支援類型及びニーズによって段階別戦略が異なる可能性がある。

※申請機関の特許出願は本事業を進行した協力機関を通じて出願しなければならない。


※申請機関は提案されたコンサルティングの結果・戦略に対する履行状況などに対する成果点検に必ず参加しなければならない。

※政府支援金と民間負担金は 5:5 マッチングでコンサルティング(戦略樹立)に必要な協力機関サービス費用、会議費及び出願費などで執行され、参加機関にはコンサルティング結果物として提供


推進日程



連絡先



・特許庁産業財産創出戦略チーム(042-481-8499)



政府 R&D 特許技術動向調査事業

事業概要

※政府 R&D 事業の研究企画・課題選定の際、対象課題の研究内容に対する特許動向調査の結果を提供し、研究企画及び課題選定を支援

※支援規模：計 28.8 億ウォン

区分		分析期間	分析費用 (課題単価)	支援金	支援時期
特許動向調査	Aタイプ	3 ヶ月	3,000 万ウォン	特許庁 50%支援	年中随時 (予算消尽時 事業申請締切)
	Bタイプ	2 ヶ月	2,000 万ウォン		
	Cタイプ	1 ヶ月	1,000 万ウォン		
先行特許調査		0.5 ヶ月	78 万ウォン	申請機関 100%負担	

※上記の課題単価は原価分析の結果及び予算の事情によって多少変更の可能性がある。

支援資格

※政府 R&D 事業及び出捐(研)の主要事業のうち、研究企画(事前企画、詳細・本企画、中間企画など)を通じて RFP を導出する R&D 課題を対象とする。

※ 2018 年第 4 次産業革命関連技術及び応用・開発分野を優先的に支援する予定

区分	主要内容
R&D 企画段階	<ul style="list-style-type: none"> 国家研究開発事業を推進するための事前調査及び企画研究の際、特許動向調査の履行を規定として明示* * 国家研究開発事業の管理などに関する規定第 4 条
R&D 評価段階	<ul style="list-style-type: none"> 国家研究開発事業段階評価の際は特許動向調査の履行を勧告* * 国家研究開発事業の管理などに関する規定第 16 条

支援内容

※特許動向調査：特許・論文など課題と関連性の高い情報の分析を通じた R&D 方向及び特許戦略の提示(課題技術範囲によって分析タイプ(A~C)を決定)

※先行特許調査：課題評価の際に先行特許文献調査を通じた重複性を検討

推進日程

主要内容	日程
R&D 省庁を対象に当該年度事業需要調査	当該年度 1 月～3 月
R&D 省庁を対象に次年度事業需要調査	前年度 6 月～7 月
特許動向調査及び先行特許調査依頼(公文方式随時受付)	当該年度 1 月～12 月
課題別遂行協力機関の選定及び特許分析実務の遂行	
特許動向調査及び先行特許調査結果報告書の提供	



The infographic features a blue header with the text '連絡先' (Contact Information). To the right is an illustration of a person in a blue suit pointing at a large circular graphic. Below the header, there is a list of contact details and a small image of a dashboard with various charts and graphs.

連絡先

- 特許庁産業財産創出戦略チーム(042-481-8248)
- 韓国特許戦略開発院特許動向チーム(02-3287-4309)
- ホームページ : <http://www.kista.re.kr>

生活発明コリア

🔗事業概要

※創意的な女性のアイデアで商品化しやすい生活発明を発掘し、出願・デザイン・試作品製作を支援することで、知的財産基盤の女性創業を促進

🔗支援規模

※最終支援対象作 39 件(部門 1、部門 2 統合)選定

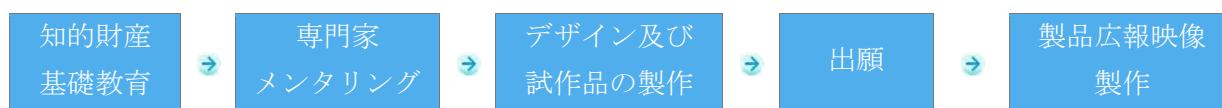
🔗支援資格

区分	主要内容
支援対象	<ul style="list-style-type: none">・大韓民国に居住する女性に限る、年齢制限無し＊ 部門 1 : 出願していない創作アイデア＊ 部門 2 : 知的財産を出願したが、製品化していないアイデア
支援要件	<ul style="list-style-type: none">・[部門 1]は 1 件のアイデアに 3 人以内で共同提案が可能・[部門 2]は提案者が出願書上の出願人や発明者と一致しなければならず、共同提案は不可・アイデア登録の際に参加部門選択は必須、同一件で 2 つ部門に同時に提案することはできない・1 人当たりアイデア登録件数は制限無し

🔗支援内容

※創意的な女性のアイデアで商品化しやすい生活発明を発掘し、出願・デザイン・試作品の製作、事業化を支援

・(部門 1) 専門家メンタリング提供、アイデア研究開発支援、アイデア設計、デザイン、試作品製作費用支援、知的財産権出願費用支援(弁理費用を含む)、公開審査順位によって政府授賞(大統領賞、国会議長賞、国務総理賞、科学技術情報通信部など各省庁大臣賞、特許庁長賞など)



・(部門 2)デザイン開発及び試作品製作費用の支援、創業、販路、マーケティング関連コンサルティングの提供

*但し、試作品製作費が最大支援範囲を超過する場合、提案者の本人負担が発生する可能性がある。



📅 推進日程

主要内容	日程
アイデア登録	2～4月
1次オンライン審査及び先行技術調査	5月
2次面接審査及び支援作の選定発表	6月
支援プログラムの運営 (デザイン開発及び試作品製作、知的財産権出願など)	7～11月
公開審査及び授賞	12月

連絡先

- ・ 特許庁産業財産政策課(042-481-8496)
- ・ 韓国女性発明協会事務局(02-538-2710)
- ・ ホームページ : <http://www.womanidea.net>

知的財産データギフト(GIFT)制度

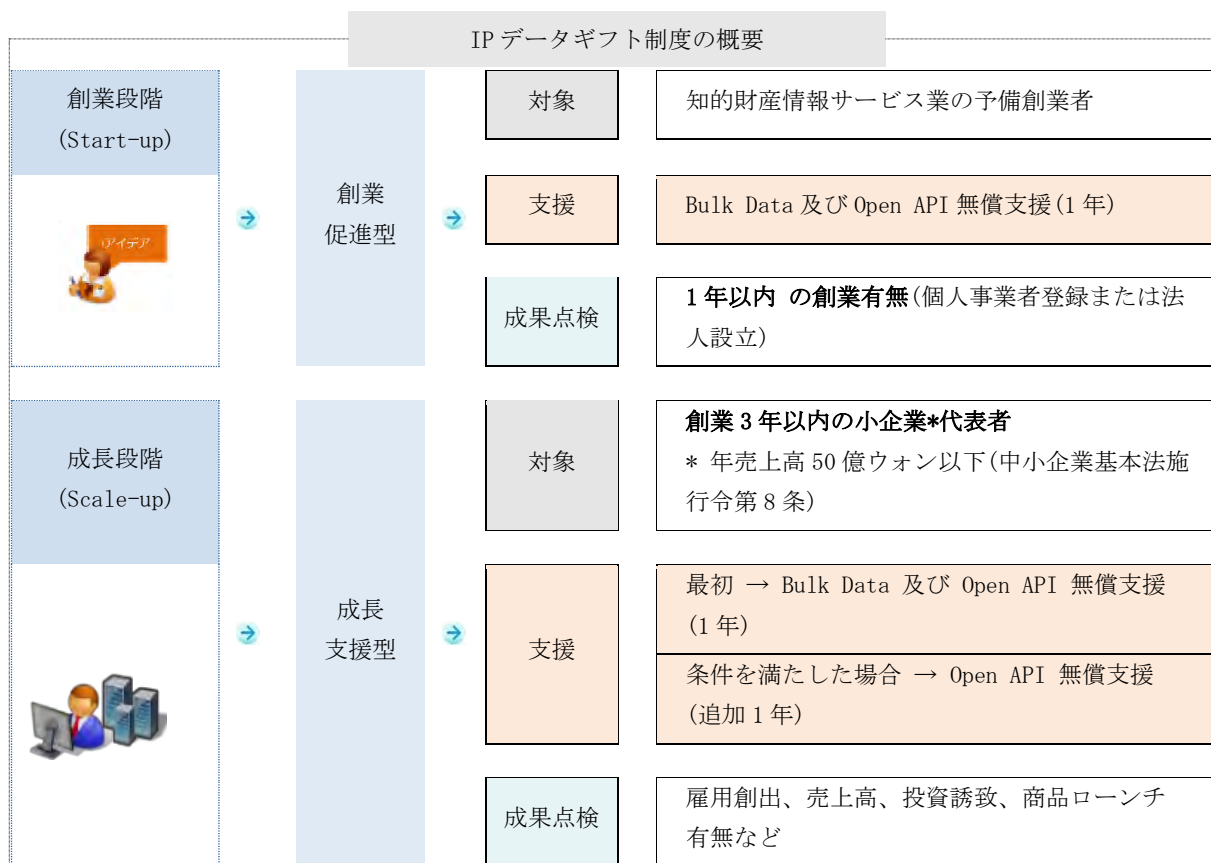
事業概要

※(基本方向) IP 情報サービス分野の商品開発に必要な IP データを創業型及び成長型に区分して最大 3 年まで無償提供

支援資格

区分	主要内容
創業型	•予備創業者を対象に 1 年間無償提供(創業の際は成長型に連携)
成長型	•創業 3 年以内の小企業を対象に最大 2 年間無償提供

支援内容



🔄 推進日程

主要内容	日程
データ無償提供申請の受付	常時
審議委員会の構成及び開催	3、6、9、12月
支援対象の審議及び選定	
データ無償提供及びモニタリング	常時

連絡先

- 特許庁情報管理課(042-481-5139)
- 韓国特許情報院
- ホームページ : <http://plus.kipris.or.kr>

中小企業 IP すぐ支援サービス

🔍 事業概要

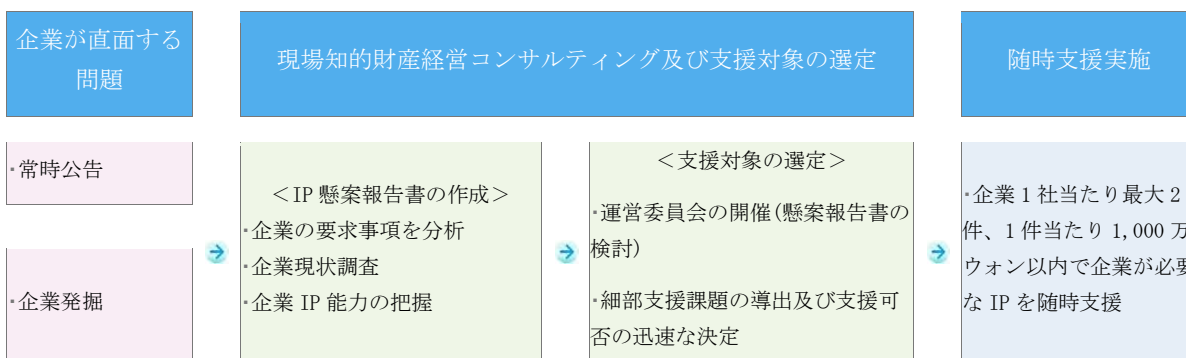
※中小企業経営現場で直面する様々な知的財産問題に対し、全国 24 地域の知識財産センターで
随時解決・相談サービスを提供する知的財産緊急支援サービス

🔍 支援資格：中小企業

企業区分	判断基準
中小企業	- 中小企業基本法第 2 条に基づく中小企業 ※ 中小企業状況情報システム (sminfo.smba.go.kr) から確認可能

🔍 支援内容

※地域の中小企業経営現場において至急解決が求められる IP 問題に対して IP 専門家を通じた相
談及び常時解消



※企業の自己負担金 30% (現金 15%+現物 15%) (現物は会議場所の提供、企業役職員の参加で代替)

※細部支援課題

区分		支援内容
海外 出願費用 支援	特許(PCT) 特許(個別局) 商標 デザイン	海外出願の際にかかる代理人費用、翻訳料、出願手数料 支援 (他の支援課題と連携した場合のみ支援可能)
特許	特許技術 広報映像製作	国内に登録された特許技術を国内外の広報マーケティングとして活用できるように 3D 映像製作
	特許マップ(一般)	特許に対するオーダーメイド型調査・分析を通じて研究技術開発方向の提示及び特許活用戦略の樹立及び報告書の製作
デザイン	デザインマップ(一般)	デザインに対するオーダーメイド型調査・分析を通じて研究技術開発方向の提示及びデザイン活用戦略の樹立、報告書の製作
	製品デザイン開発 製品デザインモック アップ	製品、包装デザイン開発またはデザインモックアップ製作(デザインモックアップは製品デザイン開発産出物に対してフォローアップとしてのみ支援)
	包装デザイン開発	
ブランド	新規ブランド開発	企業ブランド(CI)または製品ブランド(BI)の新規開発及びリニューアル
	リニューアルブラン ド開発	

※上記の細部支援課題は 2017 年基準であり、今後変更可能性がある。

📅推進日程：年中随時受付・支援

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	地域知識財産センター 計画の樹立及び公告			随時知的財産相談及び細部課題の支援								

📍支援プロセス：オンライン(www.ripc.org)または地域知識財産センター訪問受付

※IP 専門コンサルタントの相談(現場訪問など)結果によって課題支援可否を決定

❖企業受付及び発掘→支援企業の選定・通知→相談(現場訪問など)→直ちに支援が必要かどうかを決定→事業遂行社(協力機関)の選定及び進行

❖地域知識財産センターの住所及び連絡先

地域	連絡先	住所
ソウル	02-2222-3860	ソウル市麻浦区ワールドカップ北路 400 ソウル産業振興院 1F
京畿	031-500-3048	京畿道安山市常緑区海岸路 705
仁川	032-810-2882	仁川広域市南東区ウンボン路 60 番ギル 46
江原	033-749-3327	江原道原州市好楮路 47
忠南	041-558-5706	忠南天安市西北区広場路 215
大田	042-930-4430	大田広域市儒城区テクノ 9 路 35、知能ロボット産業化センター206～208 号
忠北	043-229-2732	忠北清州市上党区北党路 106
釜山	051-974-9076	釜山市江西区科学産団 1 路 60 番ギル 32
蔚山	052-228-3087	蔚山広域市南区トジッ路 97
大邱	053-242-8079	大邱市東区東大邱路 457
慶北	054-274-5533	慶北浦港市南区ポスコ大路333
慶南	055-210-3085	慶南昌原市義昌区中央大路 166
全南	061-242-8587	全南務安郡三郷邑五龍 3 ギル 2
光州	062-954-3841	光州広域市北区チュアム路 249INOBIZ センター7F(月出洞 987)
全北	063-252-9301	全州市徳津区盤龍路 109、ベンチャー支援棟 1F(105 号)
済州	064-755-2554	済州特別自治道済州市庁舎路 1 ギル 18-4



連絡先

- ・ 特許庁地域産業財産課(042-481-8622)
- ・ 韓国発明振興会地域知的財産室(02-3459-2862)
- ・ 地域知識財産センター(1661-1900)
- ・ ホームページ : <http://www.ripc.org>

II. 知的財産の活用



● 知的財産の活用

- 知的財産活用戦略支援
- 知的財産取引支援
- IP事業化連携評価支援
- IP金融連携評価支援
- 優秀発明品優先購買推薦制度
- 知的財産サービス企業の海外市場需要創出支援
- 発明インタビュー及び公共IP活用支援
- 製品単位特許ポートフォリオ構築支援
- 公共機関保有特許診断事業

知的財産活用戦略支援

🔍 事業概要

※製品の品質及び技術的な難題、新製品開発など中小企業の事業化における問題に対して知的財産(IP)観点から解決できるようにコンサルティングを支援

🔍 支援規模：計 38.8 億ウォン

※年間 77 課題前後

※1 課題当たり最大 6 千万ウォン(企業負担金 10~40%)以内で支援

🔍 支援資格

※登録された特許、実用新案、デザイン権(専用実施権を含む)を保有する中小企業

🔍 支援内容

支援課題 (総事業費/事業期間)		主要内容
特許製品革新	最大 6 千万ウォン以内/最大 5 ヶ月以内	① (製品問題の解決) 企業が保有している IP を適用した製品開発の際に内部能力で解決できなかった技術的な問題(性能・品質・原価)に対する解決支援
		② (IP 応用製品の企画) 企業が保有している IP を新たに適用できる応用製品アイテムを発掘し、製品開発の際に直面する技術的な問題に対する解決支援
		③ (IP 融合製品の企画) 企業が保有している IP 製品に異種分野 IP を融合させて融合製品アイテムを発掘し、選定された新製品開発企画の方向を提供
デザイン製品革新	最大 5 千万ウォン以内/最大 5 ヶ月以内	④ (製品デザインの開発) 異種分野特許検索を活用した製品の機能改善とユーザー中心の製品デザイン融合支援(デザインモックアップ*支援) *デザインモックアップ: 形と企画などデザインを評価するためにデザイン図面に従って外見だけ作るモックアップ、内部加工は施していないモックアップ

	最大2千万ウォン以内/最大3ヵ月以内	⑤ (デザインの改善) 商用中の製品を対象に特許分析及びデザイン改善事項を反映して短期間内にデザインの改善案を提示(3Dモデリング* 支援) * 3Dモデリング: コンピュータグラフィックスレンダリング過程を経て実際の物体と似たような量感や質感を表現
IP事業化	最大6千万ウォン以内/最大5ヵ月以内	⑥ (IP事業化) 企業の保有能力と外部資源の融合を通じたIP事業化ソリューションを支援 ・1次(共通支援) - 企業のIP経営診断及び産業、市場動向分析を通じたIP経営戦略及びIP事業化計画の樹立 ・2次(IP事業化計画による選択的な支援) - マーケティング(市場及び技術トレンド分析、消費者、競合社分析/調査など) - 新事業(事業領域の探索及び需要予測、戦略開発など) - 金融連携(担保貸出、保証、投資)支援などソリューション提供

支援プロセス



🔄 推進日程

※(支援公告) 毎年1月～4月/3回実施(事情によって変更可能性あり)

※(事業期間) 最大5ヵ月以内(1次事業:3月～8月予定、2次事業:5月～10月予定、3次事業:6月～11月予定)



The infographic features a blue header with the text '連絡先' (Contact Information) and an illustration of a person with a magnifying glass. Below the header, there is a list of contact details and a screenshot of a website.

- 特許庁産業財産活用課(042-481-8501)
- 韓国発明振興会知的財産経営支援室
(02-3459-2942、2814)
- ホームページ : www.kipa.org/kipabiz



知的財産取引支援

🔍 事業概要

※特許技術の導入など知的財産(IP)の取引を希望する個人、中小企業に特許取引専門官が仲介サービスを支援し、特許取引情報活用促進を通じた民間中心のIP取引活性化を支援

🔍 支援規模：技術分野及び圏域別特許取引専門官(17人)を運営、オン・オフラインでの知的財産取引関連情報の提供

🔍 支援資格：特許、実用新案、デザイン、商標など知的財産権取引を希望する個人、中小企業など

🔍 支援内容

※特許取引専門官の運営を通じて特許技術取引に必要な相談、特許技術マッチング、仲介交渉及び契約締結のための法律検討などを支援



・(需要発掘) 業種別協会、団体など協業需要調査、市場及び技術分野分析、IP活用ネットワーク、IP-Market 購買登録、技術説明会など

・(需要者面談) 需要企業を訪問し、企業経営診断と需要特許技術分析などを通じて知的財産取引戦略を樹立

・(仲介交渉) 適正供給技術の発掘・マッチング、取引希望供給企業と需要企業の技術ミーティングなど特許取引仲介交渉及び契約締結を進行

・(フォローアップ・管理) 知的財産事業化のためのIP金融、IP活用戦略、省庁事業化(R&BD)など支援事業連携斡旋及び事業成果の分析

※有望技術分野別に企業ニーズに基づいたIP需要、供給者、仲介者、投資者間のIP活用ネットワークを構築することで、優秀IP移転・事業化を支援

・IP 需要者と供給者が信頼を基に技術を取引し、IP 企業に対する投資・事業化を繋げてくれる人的ネットワークプラットフォームを構築

※知的財産取引情報サービス (IP-Market) の運営を通じてオンライン上で知的財産及び技術需要、供給情報、取引事例などを構築して提供

・販売及び購買を希望する知的財産・技術の登録及び検索、潜在需要の把握・提供

・知的財産取引事例、有望技術及び事業化関連情報の提供

・技術分野別の特許取引専門官の検索及びオンライン取引相談(予約)支援

※特許分析評価システム (SMART3) の運営を通じて特許分析及び質的評価を低費用・リアルタイムでオンラインサービス支援

・国内(韓国)、米国、ヨーロッパ登録特許に対するリアルタイム等級評価

・特許の権利性、技術性、活用性観点からの質的分析・評価を提供

・個別特許、企業及び技術別特許ポートフォリオ分析提供など

📅 **推進日程** : 年中(常時)



連絡先

- ・特許庁産業財産活用課(042-481-5107)
- ・韓国発明振興会知的財産仲介所
(02-3459-2882,2896)
- ・ホームページ : www.kipa.org
- ・知的財産取引情報検索 : www.ipmarket.or.kr
- ・特許取引専門官相談 :
www.ipmarket.or.kr/usr/iu03/iu0321_IO.ipm
- ・オンライン特許評価 : smart.kipa.org



IP 事業化連携評価支援

事業概要

※登録された特許・実用新案に対する性能分析及び比較分析、事業妥当性、価値評価などを行う上でかかる評価費用を支援し、特許技術の事業化及び活用促進のために客観的な評価結果を提供

支援規模

※「特許技術評価報告書」作成費用の最大 70%を支援(付加価値税別途、1 人当たり年間最大 5 千万ウォン以内)

支援資格

※個人または中小企業として、登録された特許・実用新案権利者及び専用実施権者

支援内容

- ※特許庁指定発明の評価機関を通じて事業化用途による「特許技術評価報告書」作成を支援
- ・「特許技術評価報告書」は特許技術に対する技術性、権利性、事業性評価及び技術価値評価を含む報告書であり、事業化に向けた投資誘致、特許技術取引、事業妥当性検討、国内外技術認証、現物出資などのための資料として活用可能
- ・特許技術評価支援事業の申請者は下記の評価機関と事前評価相談の後に評価機関が発行した「発明の評価費用見積書」を必ず添付して申請しなければならない

発明の評価機関

評価機関名	連絡先	評価機関名	連絡先
韓国建設生活環境試験研究院	02-3415-8847	韓国科学技術情報研究院	02-3299-6033
韓国機械電子試験研究院	031-428-3811	韓国発明振興会	02-3459-2886,

			2909
韓国産業技術試験院	055-791-3324	韓国産業技術振興院	(評価基盤構築)
韓国化学融合試験研究院	02-2164-0168	韓国産業銀行	02-787-4079
技術保証基金	02-2155-3771	農業技術実用化財団	031-8012-7228
(株)WIPS	02-726-1265, 9845	特許法人 DARAE	02-3475-7726
特許法人 DANA	02-6957-3102, 3189	(株)NICE 評価情報	02-2124-6821
(株)ecredible	02-2101-9200		

審議基準

※1 次審議(書類)選定基準

審議項目	細部項目
技術性評価 (50)	技術の革新性及び差別性(30)
	技術及び市場動向との適合性(10)
	権利の強度及び充実性(10)
活用性評価 (50)	活用計画の妥当性(30)
	申請者の事業化推進環境(10)
	商用化の可能性(10)

※2 次審議(PT 発表)の選定基準

審議項目	細部項目
1 次審議結果 (30 点)	1 次審議結果点数の換算(30)
技術性評価 (30 点)	技術の革新性及び差別性(10)
	技術及び市場動向との適合性(10)
	権利の強度及び充実性(10)
活用性評価 (40 点)	活用計画の具体性及び妥当性(15)
	申請者の能力及び活用意志(15)
	商用化及び市場参入可能性(10)
加点 (10 点)	加点項目別認定可否確認(10)

🔄 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	説明会/ 1次公告 申請/選定		評価報告書の作成支援				2次公告/ 申請/選定		評価報告書の作成支援			



連絡先

- 特許庁産業財産活用課(042-481-5807)
- 韓国発明振興会(02-3459-2938)
- ホームページ : www.kipa.org/kipabiz



IP | 事業化連携評価支援

IP 金融連携評価支援

🔗事業概要

※企業が保有する知的財産権の価値評価を通じて IP を基に保証・担保貸出・投資など資金が調達できるように評価費用を支援

🔗支援規模

- ※「特許技術評価報告書」作成費用の一部を支援(付加価値税は別途)
- ・(保証) 評価費用 500 万ウォン支援(差額 150 万ウォンは金融機関が負担)
- ・(担保貸出) 評価費用 250 万ウォン支援(差額 250 万ウォンは銀行が負担)
- ・(投資) 評価費用 90%支援(最大 1,350 万ウォン支援、差額 10%は投資誘致中小企業または投資機関が負担)

🔗支援資格

※申請日現在登録された特許権を保有及び事業化して活用している中小企業

🔗支援内容

- ※特許の価値を正確に把握するため、特許庁指定の発明評価機関を通じて特許技術価値評価を行い、金融機関の投・融資意思決定に活用できるように評価結果を提供
- ・(保証協約機関) 技術保証基金、信用保証基金
- ・(担保貸出協約機関) 産業銀行、企業銀行、国民銀行
- ・(投資) 別途の協約なく VC、エンジェル投資者など投資機関可能

発明の評価機関

評価機関名	連絡先	評価機関名	連絡先
韓国建設生活環境試験研究院	02-3415-8847	韓国科学技術情報研究院	02-3299-6033
韓国機械電子試験研究院	031-428-3811	韓国発明振興会	02-3459-2886, 2909
韓国産業技術試験院	055-791-3324	韓国産業技術振興院	(評価基盤構築)
韓国化学融合試験研究院	02-2164-0168	韓国産業銀行	02-787-4079
技術保証基金	02-2155-3771	農業技術実用化財団	031-8012-7228
(株)WIPS	02-726-1265, 9845	特許法人 DARAE	02-3475-7726
特許法人 DANA	02-6957-3102, 3189	(株)NICE 評価情報	02-2124-6821
(株)ecredible	02-2101-9200		

申請プロセス



*予備選定(協約銀行及び投資機関によって)された申請人に限り、評価支援申請が可能

🔄 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	説明会/ 事業公告		随時申請及び随時受付 年中評価報告書の作成支援									



連絡先

- 特許庁産業財産活用課(042-481-5807)
- 韓国発明振興会(02-3459-2938)
- ホームページ : www.kipa.org/kipabiz



IP 事業化連携評価支援

優秀発明品の優先購買推薦制度

🔍 事業概要

※特許技術が適用された優秀発明品を特許庁長が国家機関、自治体、公共機関など調達需要機関に優先購買を推薦して販路開拓を支援

🔍 支援規模

※申請及び推薦審査費用を全額支援

🔍 支援資格

※登録日より5年以内の特許、実用新案、デザイン権(通常・専用実施権を含む)を保有する個人または中小企業

🔍 支援内容

※申請製品に対して所定の審査を経て推薦対象優秀発明品として選定

※選定された優秀発明品を特許庁長が国家機関、自治体、公共機関など調達需要機関に優先購買するよう推薦

※推薦優秀発明品は調達庁「優秀調達物品」指定審査において加点を付与

🔍 推進日程

※優先購買推薦申請受付及び審査：韓国発明振興会(年4回、毎四半期進行)



連絡先

- 特許庁産業財産活用課(042-481-8658)
- 韓国発明振興会(02-3459-2942)
- ホームページ: www.kipa.org/kipabiz

知的財産サービス企業の海外市場需要創出支援

🌀事業概要

※知的財産サービス分野企業の海外市場への進出促進及び需要創出のために海外の有名 IP 展示会など国際イベントに広報ブースの運営及び海外市場販路開拓を支援

🌀支援規模：計 2.2 億ウォン

※各展示会別 7～9 社の企業を選定して支援

🌀支援資格

※知的財産サービス関連の専門企業

🌀支援内容

※海外有名 IP 展示会において共同広報館(2～3 ブース)を設置・運営

※企業別サービス紹介など共同広報館運営関連の通訳支援

※該当国の産業視察及び IP サービス産業交流会の開催など情報交流/ネットワークの構築を支援

🌀推進日程

※米国 PIUG(5 月)、中国 CPAC(9 月)、日本 PIFC(11 月)、東南アジア博覧会への参加支援(事情によって変更可能性あり)

連絡先

- 特許庁産業財産活用課(042-481-5322)
- 韓国知的財産サービス協会(02-3789-0606)
- ホームページ : www.kaips.or.kr



発明インタビュー及び公共 IP 活用支援

事業概要

※大学・公共(研)の出願前発明インタビュー(発明審議)の運営支援及び発明インタビューを通じて選別された有望技術の技術移転及び事業化を支援

支援規模：計 7.5 億ウォン

発明インタビューの目標	支援機関	機関別事業費	備考
100 件	20	3,000 万ウォン(国費) 3,000 万ウォン(自己負担)	自己負担金の最大 50%現物負担可能 ・ 多年契約(最大 5 年)の場合、年次別現物負担調整可能
50 件	10	1,500 万ウォン(国費) 1,500 万ウォン(自己負担)	

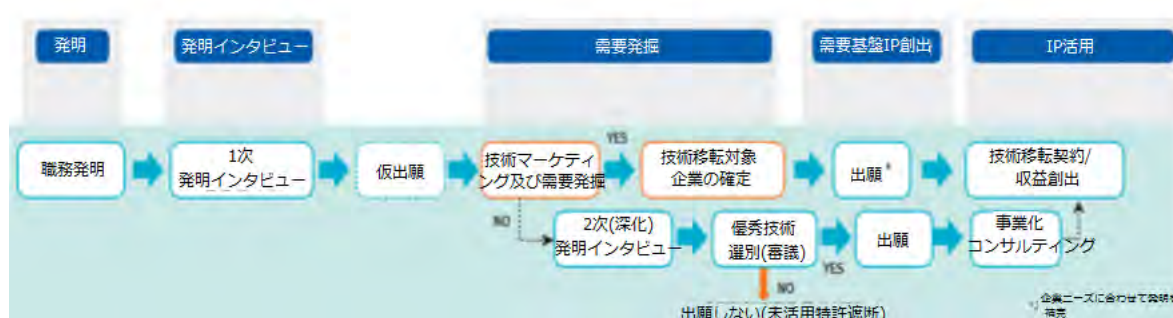
支援資格

※公共研究機関(技術移転法第 2 条第 6 号)の技術移転専担組織

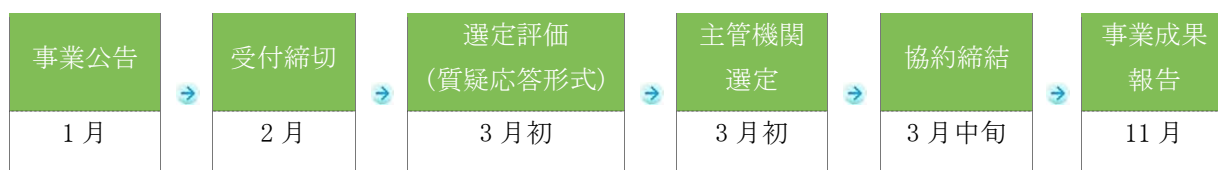
支援内容

※出願前企業需要調査及び内・外部専門家インタビューを通じて発明届出件のうち事業化有望発明を発掘・補強して技術移転を推進

需要基盤発明インタビューの流れ



🔄 推進日程



連絡先

- 特許庁産業財産活用課(042-481-5437)
- 韓国特許戦略開発院拡散戦略チーム(02-3475-8514)
- ホームページ : <http://www.kista.re.kr>



製品単位特許ポートフォリオ構築支援

🔗事業概要

※複数の大学・公共(研)が保有している特許を市場ニーズによって製品別にまとめて企業に移転し、初期段階の革新技術に対しては特許商用化の検証を追加支援

🔗支援規模：計 20.75 億ウォン

支援類型	支援課題	課題別事業費	備考
Type 1. 製品単位の移転支援	15	4,500 万ウォン	
Type 2. 特許商用化検証支援追加	20	7,000 万ウォン	技術移転意向書必須

🔗支援資格

※公共研究機関(技術移転法第2条第6号)の技術移転専担組織

🔗支援内容

※(Type 1) 複数の大学・公共(研)が保有している特許を市場ニーズによって製品別にまとめて企業に移転

※(Type 2) 初期段階の革新技術に対して特許商用化の検証を追加支援

※特許商用化検証：有効性検証(PoC)、製品具現検証など

🔗推進日程





連絡先

- 特許庁産業財産活用課(042-481-5437)
- 韓国特許戦略開発院拡散戦略チーム(02-3475-8524)
- ホームページ : <http://www.kista.re.kr>



公共機関保有特許診断事業

事業概要

※政府 R&D 特許成果の活用性を高めるため、未活用特許を分析・診断し、保有特許の管理・活用戦略コンサルティングを支援

支援規模：計 3 億ウォン

類型区分	機関パッケージ支援		技術分野オーダーメイド型支援
支援対象	大学、公共(研)		
支援期間	5 ヶ月		3 ヶ月
支援機関数	5 機関前後		10 機関前後
予算*	8,500 万ウォン	5,500 万ウォン	2,500 万ウォン
分析対象特許 件数基準 (登録特許)	機関全体登録特許		技術分野別登録特許 200 件未満
	1,000 件前後	500 件前後	

*政府支援金及び参加機関負担金 5:5 マッチング

(但し、参加機関負担金の 30%限度内で現物に代替可能)

支援資格

区分	内容
支援対象	•大学・公共(研)、政府 R&D 研究団・事業団、その他営利を目的としない機関
支援要件	<ul style="list-style-type: none"> •政府 R&D 登録特許成果の管理・活用戦略が必要な機関 - 客観的な登録特許の維持/放棄のための審議が必要な機関 - 保有特許の管理・活用戦略コンサルティングが必要な機関

支援内容

※(機関パッケージ支援) 機関固有の Tech-Tree 構築及び定量分析・診断、分析対象特許等級診断、維持・放棄深層分析及び技術移転活用資料の構築

※(技術分野オーダーメイド型支援) 保有特許に対する技術分類(IPC 基盤)及び定量分析・診断、分析対象特許等級診断、オーダーメイド型管理戦略の提示

- (例示) 戦略提示

維持候補特許群の活用戦略	放棄候補特許群の処分戦略
<ul style="list-style-type: none"> 市場トレンド及び環境分析による核心技術分析 有望技術候補群及び今後の R&D 戦略 技術事業化戦略(マーケティング、需要候補企業の導出) 	<ul style="list-style-type: none"> 請求項減縮 無償シェアリング、寄付採納 権利放棄

※但し、細部戦略は機関のニーズ及び特許分析結果によって協議の後に選択して提示

🔄 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
公告及び選定	説明会/ 上半期 公告	受付/ 選定		-	下半期 公告	受付/ 選定				-		結果報告
事業支援	-		上・下半期支援*									

*支援類型別に支援機関が相異(3ヵ月~5ヵ月)

🔄 その他事項(選定評価方法)

※(選定方法) 評価委員会を構成して参加機関に対する書面評価を実施

区分	評価項目(例示)	配点
書面 評価	・事業支援の適正性(参加適切性、支援必要性、推進協調性)	60点
	・支援結果の活用性(診断結果活用戦略、管理能力強化方法)	40点

※遂行協力機関は管理機関(韓国特許戦略開発院)が別途選定



連絡先

- 特許庁産業財産創出戦略チーム(042-481-8248)
- 韓国特許戦略開発院特許成果チーム(02-3475-8546)
- ホームページ : <http://www.kista.re.kr>



Ⅲ. 知的財産の保護

知的財産の保護

- 知財権訴訟保険支援事業
- 営業秘密保護センター運営事業
- 海外知識財産センター(IP-DESK)運営事業
- 海外知財権紛争初動対応支援事業
- K-ブランド保護基盤構築事業
- 知財権紛争共同対応協議体支援事業
- 国際知財権紛争予防コンサルティング支援事業
- 産業財産権紛争調停制度

知財権訴訟保険支援事業

事業概要

※中小・中堅企業を対象に知財権訴訟保険料を一部支援し、保険を通じて知財権紛争費用負担の軽減及び紛争対応力を強化

※支援規模：21.1 億ウォン

※(運営) 特許庁(総括)、韓国知識財産保護院(事業遂行)、民間保険社*(保険運営)

*毎年遂行保険社の選定及び参加(2017 年 DONGBU 火災、KB 損保、現代海上、NH 損保、興国火災、MG 損保、CHUBB(旧エース)損保など 7 社の保険会社が参加)

※支援資格:輸出(予定)中小・中堅企業

支援内容

区分	内容
保障権利	特許、実用新案、デザイン、商標
保障内容	権利行使(訴訟提起)、権利保護、被提訴時の対応にかかる法律費用
支援比率(2017 年)	総保険料の 50%(中小企業基準、中堅企業は 30%)

*訴訟提起：自社の知財権が侵害されたり、侵害される懸念がある場合、権利行使費用を保障

*権利保護：知財権に対して無効訴訟や異議申出をされた場合、保護費用を保障

*被提訴対応：警告状を受け取ったり、訴えられた場合、防御費用を保障

支援プロセス



📅 推進日程：常時支援

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	説明会/ 1次公告	随時申請/選定・支援 月別定期公告										

連絡先



- 特許庁産業財産保護支援課(042-481-5992)
- 韓国知的財産保護院認識保険チーム(02-2183-5880)
- ホームページ : <http://www.koipa.re.kr>



営業秘密保護センター運営事業

📌 事業概要

※営業秘密保護に対する国民の認識向上と企業の営業秘密管理体系の構築支援を通じて営業秘密・技術奪取被害を予防

📌 支援資格

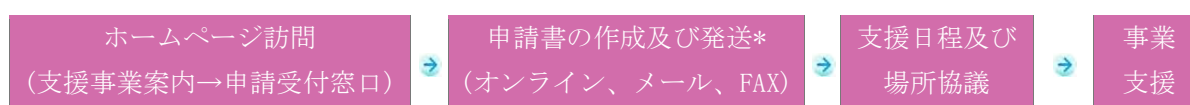
※中・小企業

📌 支援内容

区分	事業内容	支援規模 (会/社)	備考
企業訪問教育	営業秘密保護制度及び管理方法の教育	48	無料 (月間最大4回)
定期高級教育	企業の営業秘密・保安担当者を対象に 営業秘密集中教育を実施	1	無料
営業秘密管理体系構築 コンサルティング	営業秘密管理体系の診断及び段階的 改善事項を提示	70	無料
営業秘密流出紛争の 法律諮問 (紛争初動対応)	営業秘密流出被害企業を対象に 紛争初期の法的対応方策を諮問	20	無料
営業秘密管理システム	企業の営業秘密資料管理システムの 普及・利用支援	100	加入費 10 万ウォン* (支援事業の対象とな る企業は無料)

*加入費 10 万ウォンは原本証明サービス利用が可能な 10 万ポイントで全額払い戻す。

📌 支援プロセス



*メール(tsep_help@tsep.or.kr)、FAX(02-6915-1549)

📅 推進日程: 常時支援

*定期高級教育の場合、年1回教育申請者を募集して行う。



連絡先

- 特許庁産業財産保護政策課(042-481-5425)
- 韓国特許情報院営業秘密保護センター(1666-0521)
- ホームページ: <http://tradeseecret.or.kr>



海外知識財産センター(IP-DESK)運営事業

事業概要

※海外 8 カ国 14 カ所に設置されている IP-DESK を活用し、海外進出(予定)韓国企業の知財権保護強化と海外市場定着の成功に貢献

支援規模 : 35.8 億

海外商標・デザイン出願費用支援

区分		IP-DESK 所在国家							
		中国	タイ	ベトナム	米国	ドイツ	日本	インド	インドネシア
支援 限度 (件)	商標	300\$	550\$	300\$	600\$	1,000\$	500\$	300\$	300\$
	デザイン	300\$	550\$	600\$	1,000\$	600\$	500\$	200\$	300\$
支援比率		実際出願費用の最大 50%支援							
支援件数		申請企業別年間 8 件(国家制限無し)							

知財権侵害調査及び法律検討支援

区分	IP-DESK 所在国家					
	中国	タイ	ベトナム	米国	ドイツ	日本
支援内容	侵害・被侵害調査、行政取締、法律意見書(警告状、侵害鑑定書など)作成費用の一部を支援					
支援限度	10,000\$(被侵害実態調査のみ行う場合\$6,000)					
支援比率	最大 70%支援(重複支援の時は 20%ずつ支援比率が下がる、70%→50%→30%)					
支援件数	申請企業別に年間 3 件(国家制限無し)					

支援資格

※韓国に事業者登録されている個人または中小・中堅企業で、現地国家において事業を運営(予定)中の企業(個人)

🔗 支援内容

※IP-DESK 設置地域で商標・デザイン出願、税関知財権登録、侵害調査などの費用を支援し、相談など法律サービスを無償提供

🔗 推進日程：常時支援



The graphic features a light blue background with a white rounded rectangle containing the text '連絡先' (Contact Information). To the right is an illustration of a person in a suit holding a magnifying glass. Below the title is a list of contact details, and to the right is a small photograph of a meeting room.

連絡先

- 特許庁産業財産保護支援課(042-481-5085)
- KOTRA海外知財権保護事業団(02-3460-3353)
- ホームページ：www.ip-desk.or.kr



海外知財権紛争初動対応支援事業

事業概要

※IP-DESK が設置されていない国家で発生、若しくは発生する可能性のある知財権紛争に対し、現地で迅速に初動対応ができるように現地知財権専門家を通じた法律諮問を支援

支援規模：4億

法律諮問支援

区分	細部内容	費用	回数
紛争 予防	・海外進出の際に発生し得る紛争リスク要素に対する諮問 *先行特許・類似商標の検索、知財権侵害の可否検討など	所要費用 50% (1 件当たり \$1,000 限度)	年 4 件/1 社 (紛争予防及 び対応統合)
紛争 対応	・警告状の受付など実際紛争発生による対応諮問 *商標の無断先登録、警告状、異議申出など対応	所要費用 70% (1 件当たり \$3,000 限度)	

被侵害実態調査及び取締支援

区分	細部内容	費用	回数
侵害調査	・模倣品流通状況の把握、出所の追跡など	所要費用 70% (1 件当たり \$6,000 限度)	年 1 件/1 社 (紛争予防及 び対応統合)
行政取締	・侵害調査の結果を基に侵害企業現場取締及び法律措置、税関措置支援など	所要費用 70% (1 件当たり \$10,000 限度)	

*支援限度及び比率は予算事情によって一部変更可能性がある。

支援資格

※韓国に事業者登録されている個人または中小・中堅企業で、現地国家において事業を運営(予定)中の企業(個人)

支援内容

※IP-DESK 未設置地域における知財権紛争に対する法律諮問及び侵害調査支援、海外知財権保護関連の教育、広報など

🔄推進日程：常時支援



連絡先

- 特許庁産業財産保護支援課(042-481-5085)
- KOTRA海外知財権保護事業団(02-3460-3351)
- ホームページ：www.ip-desk.or.kr



K-ブランド保護基盤構築事業

事業概要

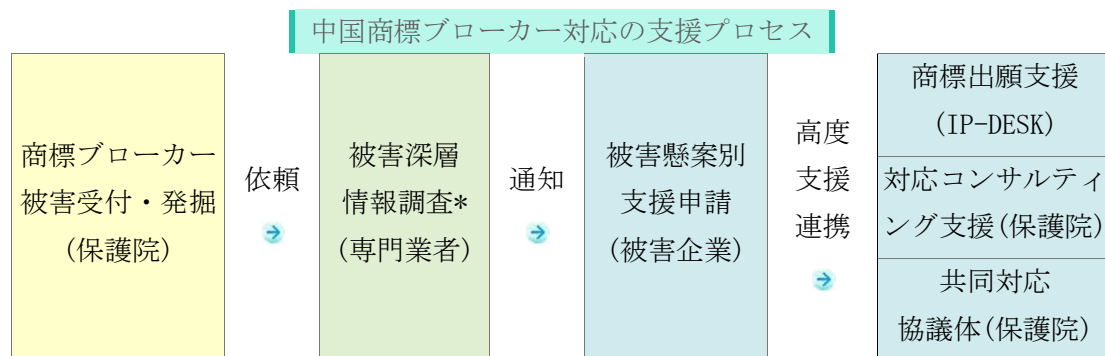
中国、ASEAN 地域における K-ブランドの権利確保を通じた紛争予防及び体系的な紛争対応体系の構築

支援規模：該当無し

支援資格：輸出(予定)中小、中堅企業

支援内容

(商標ブローカー対応)独自モニタリング及び企業通報による被害状況の把握、被害企業通知、被害企業説明会、海外知財権保護事業連携など



*中国出願商標の調査及び国内出願・登録商標との比較分析後、無断盗用の事実を確認

(オンラインモニタリング) 中国アリババオンライン模倣品モニタリング、独自モニタリング教育、代理通報支援、掲示物削除など



🔄 推進日程：常時支援



連絡先

- 特許庁産業財産保護支援課(042-481-8227)
- 韓国知識財産保護院海外協力チーム(02-2183-5890)
- ホームページ： <http://www.koipa.re.kr>



知財権紛争共同対応協議体支援事業

事業概要

※海外進出(準備)企業が共通の国際知財権紛争懸案の解決に向けて構成した協議体に対してコンサルティング専門機関を通じて懸案解決を支援

支援規模 : 8 億

区分	主要内容	支援金額
共同権利分析及び戦略導出	- ライセンス共通交渉対応戦略 - パテント・トロール問題特許対応戦略 - 問題企業のバリア特許対応戦略 - その他新規指定懸案	最大 20 百万ウォン以内
共同被提訴対応	- 特許保証共同対応 - 警告状共同対応 - 被提訴共同対応 - その他新規指定懸案	最大 25 百万ウォン以内
共同権利行使	- 共通問題特許法的対応(共同無効審判) - 商標ブローカー共同被害法的対応(共同異議申出、共同無効審判) - オン・オフライン模倣品共同法的対応(共同警告状、共同民事訴訟など) - その他新規指定懸案	最大 40 百万ウォン以内

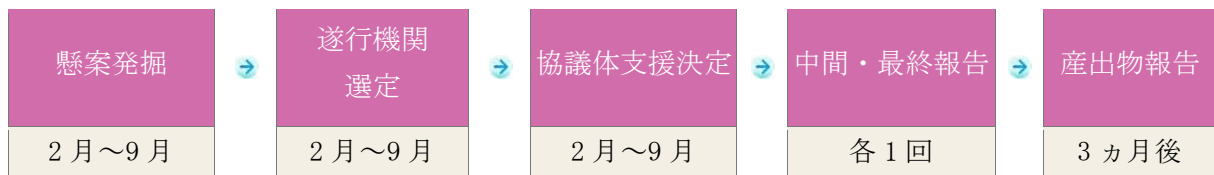
支援資格

※共通の知財権紛争イシューを持っている中堅・中小・大企業 3 社以上で構成(但し、中小・中堅企業は最低 2 社以上参加)

支援内容

※紛争懸案によって 3 つの類型で支援(共同権利分析及び戦略導出、共同被提訴対応、共同権利行使支援)

🔄 推進日程



連絡先

- 特許庁産業財産保護支援課(042-481-5999)
- 韓国知識財産保護院海外協力チーム(02-2183-5835)
- ホームページ : <http://www.koipa.re.kr>

国際知財権紛争予防コンサルティング支援事業

🔄 事業概要

※ 中小・中堅企業のための国際知財権紛争予防及び対応コンサルティング費用の一部支援による紛争対応力の強化及び海外市場進出を支援

🔄 支援規模：98.23 億ウォン

※ (運営) 特許庁(総括)、韓国知識財産保護院(事業遂行)

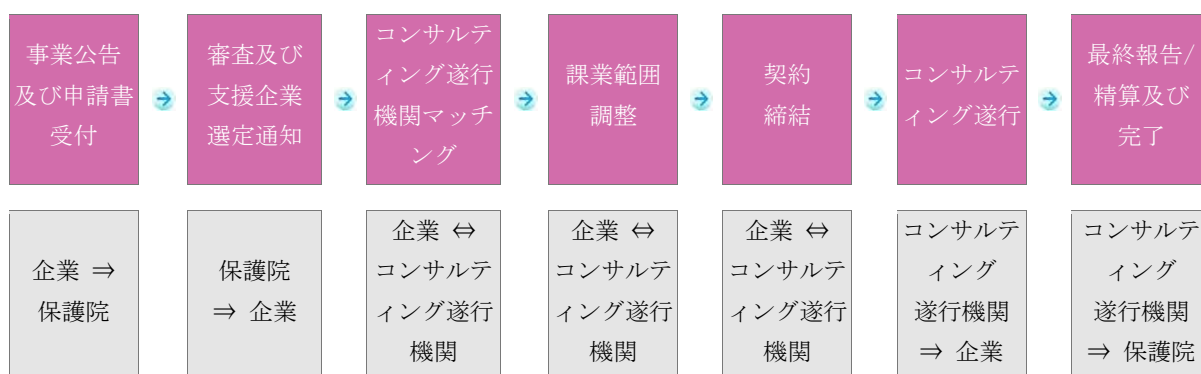
*保護院が毎年事業公告を通じて支援企業及びコンサルティング専門遂行機関を審査・選定

🔄 支援資格：輸出(予定)中小・中堅企業

🔄 支援内容

区分	内容
支援権利	特許、実用新案、デザイン、商標
コンサルティング内容	(特許) 輸出前の事前分析、特許保証対応、ライセンス戦略など (商標・デザイン) 商標海外現地化戦略、無断先登録対応戦略など
支援比率	総コンサルティング費用の70%(中小基準、中堅50%)

🔄 支援プロセス



🔄 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	事業計画 樹立	説明会	1次公告	申請・選定	随時公告及び2次定期公告							
					随時申請・選定・支援							



連絡先

- 特許庁産業財産保護支援課(042-481-5992)
- 韓国知識財産保護院紛争予防チーム(02-2183-5870)
- ホームページ : <http://www.koipa.re.kr>



産業財産権紛争調停制度

④ 事業概要

※産業財産権に関する紛争が発生した場合、訴訟や審判を通じて解決する時にかかる費用と時間が節約できるよう、特許庁が設置した「産業財産権紛争調停委員会」に当事者を紛争解決プロセスに直接参加させることで相互間の合意を誘導する制度

④ 支援対象及び調停申請方法

区分	内容
申請資格	・産業財産権の権利者、実施権者、使用権者、職務発明者及び当該権利の実施に直接的な利害関係がある者
申請対象 紛争	・産業財産権(特許権、事業新案権、デザイン権、商標権) ・職務発明 ・技術上営業秘密に関する紛争
申請方法	・ホームページから申請書をダウンロードして作成した後、産業財産権紛争調停委員会宛に郵便、メールまたはFAXで提出 - ホームページ：adr.kipo.go.kr - メール：ip.adr@korea.kr - FAX：02-2183-5899 - 郵便：ソウル特別市江南区テヘラン路131(韓国知識財産センター6階)産業財産権紛争調停委員会事務局

④ 支援内容

※産業財産権関連の紛争が発生した場合、産業財産権紛争調停委員会事務局に所定の申請書を作成して申請

※申請書が受け付けられた場合、被申請人の調停意思を確認した後、専門家で構成された調停部が当事者との話し合いを通じて調停案を提示

※調停成立の際は調停調書が発行され、調停調書は確定判決と同じ裁判上和解の効力を持つ

☑ 制度の長点

- ※申請手続きが簡単で、調停過程において費用がほとんどかからない
- ※調停が行われる場合、3ヵ月内で紛争解決が可能
- ※全ての手続きが非公開で行われるため、企業の秘密が公開される心配はない

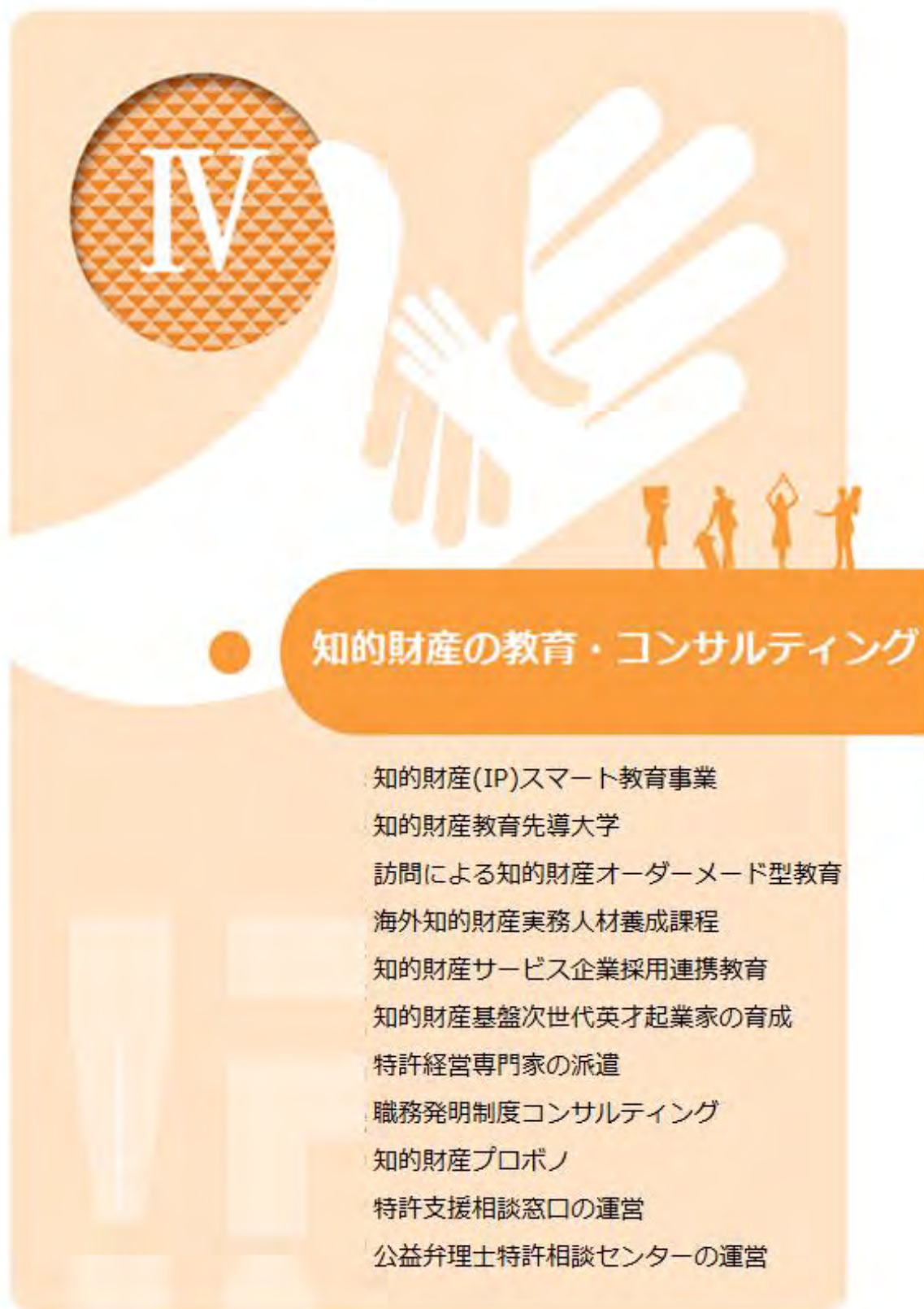


連絡先

- 特許庁産業財産保護政策課(042-481-5925)
- 産業財産権紛争調停委員会事務局(1670-9779)
- ホームページ : <http://adr.kipo.go.kr>



IV. 知的財産の教育・コンサルティング



● 知的財産の教育・コンサルティング

- 知的財産(IP)スマート教育事業
- 知的財産教育先導大学
- 訪問による知的財産オーダーメイド型教育
- 海外知的財産実務人材養成課程
- 知的財産サービス企業採用連携教育
- 知的財産基盤次世代英才起業家の育成
- 特許経営専門家の派遣
- 職務発明制度コンサルティング
- 知的財産プロボノ
- 特許支援相談窓口の運営
- 公益弁理士特許相談センターの運営

知的財産(IP)スマート教育事業

1 対象別の知的財産オンライン教育

📌 事業概要

※ 国家知識財産教育ポータル(www.ipacademy.net)サイトを通じて全ての国民を対象にオンライン上において知的財産教育を無料で提供

📌 教育運営

※ 申込資格：全ての国民

※ 申込受付：年中随時受付

※ 申込方法：オンライン申込 (www.ipacademy.net)

*対象別のサイトから会員加入後、オンライン申込み

※ 教育費：全額無料

※ 教育形態：オンライン教育

📌 教育課程

区分	対象	内容
一般課程	一般人	発明・特許に関心のある一般人を対象に、知的財産権制度、特許情報検索・分析など、知財権全般に対する教育コンテンツ及び情報提供
	青少年	小・中・高校生を対象に、発明と特許について楽しく分かり易い学習ができるよう、多様な素材の教育コンテンツ及び関連情報を提供
団体課程	企業	国内企業、研究所及び公的研究機関を対象に、知的財産権の実務に必要な教育コンテンツ及び関連情報を提供
	大学	理工系大学(校)、デザイン大学(校)を対象に、大学(院)生にも必要な教育コンテンツ及び関連情報を提供
	青少年	小・中・高校を対象に、発明と創意力のプログラムなど知的財産権に関する基礎レベルの教育コンテンツ及び関連情報を提供

📍教育サイト

区分	対象	サイト名	コンテンツ数
一般人	企業、研究所、専門家及び一般人	general.ipacademy.net	129個
青少年	小・中・高校生	ipschool.ipacademy.net	32個

② 知的財産学の単位銀行制度

📍事業概要

📍オンライン教育サイトを通じて「知的財産学」の学士学位を取得できる単位銀行制度の教育課程を運営

📍 単位銀行制度：「単位認定などに関する法律」に基づき、学校外において行われる多様な形態の学習と資格を単位として認定し、単位が累積され一定基準を満たせば、一般大学と同等な学位を受けることができる制度

📍教育運営

📍申込資格：高校卒業者又は等々な学歴以上の者

📍申込受付：年2回受付(1学期-2月、2学期-8月)

📍申込方法：オンライン申込(<http://cb.ipacademy.net>)

*サイトから会員加入後、オンライン申込

📍教育費：全額無料

📍教育形態：オンライン教育

📍教育期間：15週(2回運営)

📍終了条件：D単位(総合点数60点)以上(ただし、出席率80%以上)

*出席15%、中間試験30%、期末試験30%、課題15%、授業参加10%

📍運営課程

1学期			2学期		
科目	専攻	単位	科目	専攻	単位
知的財産概論	必須	3単位	知的財産概論	必須	3単位

特許法	必須	3単位	商標法	必須	3単位
デザイン保護法	必須	3単位	著作権法	必須	3単位
法学概論	必須	3単位	研究開発と知的財産	必須	3単位
自然科学概論	必須	3単位	知的財産権管理論	必須	3単位
技術経営論	必須	3単位	インターネットと 知的財産権法	必須	3単位
インターネットと 知的財産権法	選択	3単位	特許情報調査と分析	選択	3単位
特許明細書の作成実務	選択	3単位	技術移転と ライセンスの理解	選択	3単位

🔄 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
単位 銀行制度	1学期 受講申込		1学期教育課程の運営				2学期 受講申込		2学期教育課程の運営			

連絡先



- ・ 特許庁国際知識財産研修院 教育企画課
(042-601-4312)
- ・ 韓国発明振興会 知的財産サイバー教育院
(02-3459-2788)
- ・ ホームページ : <http://www.ipacademy.net>



知的財産教育先導大学

📌 事業概要

※大学で自律的な知的財産教育システムを構築して知的財産に対する体系的な教育を実施し、知的財産に関する能力を備えた人材を養成

📌 支援規模：32億

※大学当たり年間2億ウォン以内で支援

*3年経過時に段階の評価を通じて予算の差等支援及び欠格事由の発生時に支援を早期に終了することができる。

📌 支援資格

※知的財産の正規教科目を年間6講座(学部・大学院、各々2講座以上、計18単位相当)以上を開設

- ・学部及び大学院、各々最低2講座(6単位相当)以上を開設・運営
- ・大学(院)知的財産の標準教育課程を活用した独自教育カリキュラムの設計及び運営

※講座を専門に担当する教授の確保(1名以上)など教育インフラを構築

- *専門担当教授の資格要件：以下の要件の中で一つ以上を満たす者
- ・国内の弁理士資格取得後、知的財産実務経歴が5年以上の者
- ・知的財産分野の博士学位所持者
- ・企業・大学・公的機関などで知的財産の実務及び教育の経歴が10年以上の者

*支援除外対象

- 特許庁「知的財産専門学位課程の運営支援事業」の主管大学(支援終了大学も含む)
- 特許庁「知的財産教育先導大学の運営支援事業」の支援が終了した主管大学
- 教育部指定「政府財政支援が可能な大学名簿」に含まれてない大学
- 国家研究開発事業に参加が制限されている者(主管大学、主管大学の長、総括責任者など)

*国家R&D事業管理ホームページ(<http://rndgate.ntis.go.kr>) 制裁情報の検索から確認可能

📌 支援内容

※知的財産専門担当教授の確保費用及び人件費

※学生及び教授対象、知的財産教育課程及び学生の発明活動を支援

※知的財産教育のインフラ構築費用

🌀推進日程(2017年)

知的財産教育先導大学の募集及び受付(2017年9月)

知的財産教育先導大学の選定及び発表(2017年11月)

知的財産教育先導大学の協約締結及び事業運営(2018年)

*新規先導大学の選定及び支援計画は毎年下半期に公告

🌀その他の事項(選定取消)

※2018年度計画(事業申込書基準)の定量指標(知的財産講座の開設数、専門担当教授の採用、対応投資など)を当該年度において達成できない場合、未達成の分量だけ事業費を回収した後、選定を取消することができる。



連絡先

- ・産業財産人材課 (042-481-5183)
- ・韓国発明振興会 知的財産人材養成室 (02-3459-2804)

The infographic includes a cartoon character on the right and a group photo of people in a meeting room at the bottom right.

訪問による知的財産オーダーメイド型教育

📌 事業概要

📌 企業を直接訪問しIP状況に対する事前診断・分析を基に、問題解決を中心に行う教育を提供

📌 支援規模：総額5.5億ウォン(政府支援金)

区分		新規企業	継続企業
支援企業数		45社	
教育運営 予算	政府支援金	機関当たり8百万ウォン	機関当たり8百万ウォン
	民間負担金	機関当たり2百万ウォン (現物2百万)	機関当たり2百万ウォン (現物1百万+現金1百万)

*企業の民間負担金は20%水準、現物は教育の空間費用及び企業参加人材の人件費などで算定し運営

📌 支援資格

区分	内容
支援対象	・ 中小・中堅企業の中で、問題解決中心の知的財産に関する実務教育を希望する企業
参考事項	・ 相互出資制限企業集団の企業及び国家研究開発事業の制裁企業は除外 ・ 中小企業：中小企業基本法第2条に該当する企業 ・ 中堅企業：中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法施行令第2条に該当する企業

📌 支援内容

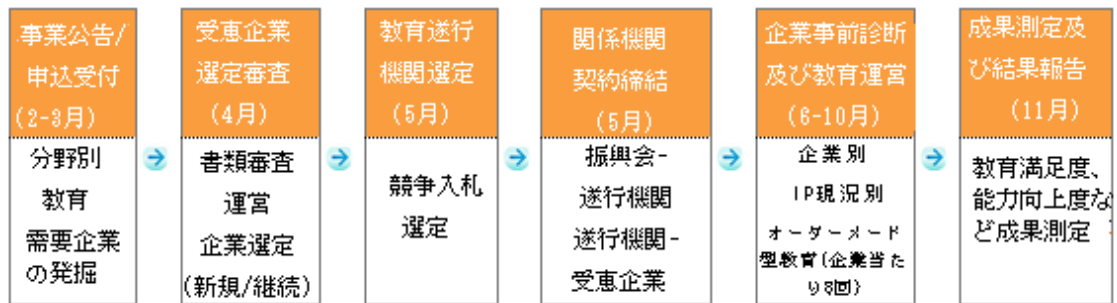
📌 教育遂行機関の専門家と企業担当者との間で事前協議を行い、教育運営の日程調整、企業の現場を訪問する形式のオーダーメイド型の教育を行う。

・ 知的財産権法・制度などの概論をはじめ、侵害判断、紛争対応などの深化教育及び企業別の問題解決を中心に教育を構成

*診断結果を基に企業担当者との協議を行い、オーダーメイド型知的財産教育のカリキュラムを構成し、R&D課題などと融合した問題解決(プロジェクト)型の教育を支援



④ 推進日程



⑤ その他の事項(選定評価方法)

※ 受惠企業の選定：書類審査を通じて受惠対象企業の選定

・知的財産専門担当人材の保有有無、研究開発の能力、知的財産インフラ状況、知的財産活動レベルなどの評価

受惠企業の選定基準(例示)

区分	評価項目	配点(点)	備考
一般及び知的財産インフラ状況(60点)	・一般状況(売上高、輸出額の規模など)	6	定量
	・研究開発の能力(付設研究所、研究開発費など)	20	
	・知的財産登録状況(国内外のIP登録状況など)	15	
	・知的財産管理及び活用能力(職務発明補償など)	14	
	・認証、指定及び受賞(ベンチャー、イノビズ、NEP、NET など)	5	
支援の適合性(40点)	・教育推進の意思(教育ニーズの具体性検討など)	20	定性
	・教育支援の必要性(教育の期待成果など)	20	
評価合点(100点)		100	

※教育遂行機関は、管理機関(韓国発明振興院)で別途選定



連絡先

- ・特許庁 産業財産人材課 (042-481-3572)
- ・韓国発明振興会 知的財産人材養成室
(02-3459-2835)
- ・ホームページ : <http://www.kipa.org/kipabiz>



海外知的財産実務人材養成課程

📌 事業概要

※中小・中堅企業の独自の特許紛争対応の専門家養成に向けて、主要輸出国の出願戦略、紛争事例及び交渉戦略の提示など、知的財産権紛争対応(予防)の教育を提供

📌 支援規模：1.5億ウォン

📌 支援対象及び支援内容

※支援対象：中小・中堅企業の在職者

※支援内容：教育費の80%支援(自己負担20%)

・教育費

区分	1日課程	2日課程	備考
中小・中堅企業	30,000	50,000	
大企業、公的機関など	150,000	250,000	

*大企業集団 [相互出資制限企業集団(公正取引委員会)]、法律(特許/法務)、公的機関、政府出資の研究院、大学など関連企業及び予備創業者(個人)などは支援不可

📌 主要内容

※教育運営：年間20回

・中国課程(8回)、米国課程(8回)、ヨーロッパ課程(8回)、ラオセンス契約及び交渉課程(2回)

※教育内容

- 主要国の特許、商標、デザイン出願の戦略、紛争対応の事例及び交渉戦略の提示など実際のcase-studyを通じて紛争予防及び対応戦略について教育

📌 推進日程

回	日程	課程名	備考
1	3.2(木)	・中国の知的財産動向及び出願戦略	
2	3.13(月)-14(火)	・成功する米国の特許出願戦略	
3	3.28(火)	・ヨーロッパの知的財産動向及び出願戦略	

4	4. 4(火)~5(水)	・米国の特許出願実務及びOA対応方案	
5	4. 12(水)	・中国の知的財産紛争動向及び対応戦略	非首都圏 (釜山)
6	4. 24(月)	・中国の知的財産動向及び出願戦略	
7	5. 16(火)~17(水)	・国際ライセンス契約及び交渉課程	
8	5. 23(火)	・米国特許訴訟の段階別ガイド	非首都圏
9	5. 30(火)	・中国の知的財産紛争動向及び対応戦略	
10	6. 13(火)	・米国特許侵害の類型と事例分析	
11	7. 4(火)	・ヨーロッパの知的財産動向及び出願戦略	
12	7. 19(水)	・米国特許訴訟の段階別ガイド	
13	8. 17(木)	・中国の知的財産動向及び出願戦略	
14	8. 23(水)	・米国特許侵害の類型と事例分析	非首都圏
15	9. 5(火)~6(水)	・国際ライセンス契約及び交渉課程	
16	9. 19(火)	・中国の知的財産紛争動向及び対応戦略	
17	10. 12(木)	・米国の特許出願実務及びOA対応方案	
18	10. 24(火)	・中国の知的財産動向及び出願戦略	非首都圏
19	11. 7(火)	・米国特許訴訟の段階別ガイド	
20	11. 21(火)	・中国の知的財産紛争動向及び対応戦略	

*上記日程は事情によって変わる可能性がある。



連絡先

- ・ 特許庁 産業財産人材課 (042-481-3572)
- ・ 韓国発明振興会 知的財産人材養成室
(02-3459-2815)
- ・ ホームページ : <http://www.iphuman.or.kr>



知的財産サービス企業採用連携教育

📌事業概要

※知的財産の創出、保護、活用を専門的に支援するサービス産業である知的財産サービス業の企業への採用連携教育を通じて知的財産サービス専門人材養成を支援

📌支援規模：総額4億ウォン

※年間約250名に対し教育を実施

📌支援資格

※知的財産サービス分野への就業を希望する大学卒の未就業者(卒業予定者)

※R&Dの退職人材及び理工系の経歴断絶の女性など

📌教育内容

※知的財産及び関連法制度の理解、知的財産サービス業務の理解と実習

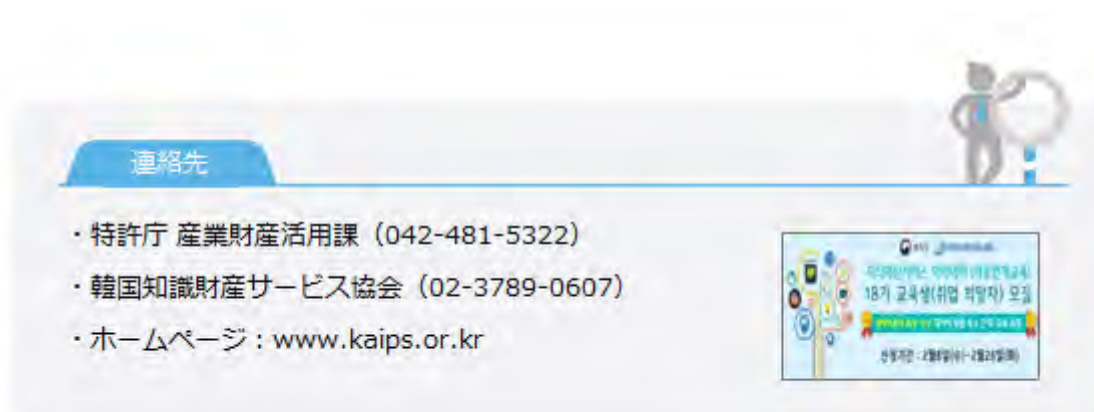
※IP情報調査/分析、IP取引、IPコンサルティングなど、知的財産サービスに関する業務の理論と実務

※IP情報検索士など、IPサービス分野の専門資格取得の支援

📌推進日程

※毎年2～10月中に教育を実施し、約1ヶ月前までに教育受講生の募集を公告

※毎年3～11月中に4～5回の採用連携教育を実施



The infographic features a blue header with the text '連絡先' (Contact Information). To the right is an illustration of a person standing next to a globe. Below the header, there is a list of contact details and a small image of a recruitment poster.

連絡先

- ・ 特許庁 産業財産活用課 (042-481-5322)
- ・ 韓国知識財産サービス協会 (02-3789-0607)
- ・ ホームページ : www.kaips.or.kr

Small image: 2019 KAIPS Recruitment Poster (18th KAIPS Recruitment Poster) with text: KAIPS 2019년 18기 교육생(위업 희망자) 모집, KAIPS 2019년 18기 교육생 모집, 신청기간: 2019.10.14(수)~10.24(목)

知的財産基盤次世代英才起業家の育成

🌀事業概要

※創意性が優れた少数精鋭の中・高校性の発明英才を、今後新成長産業を創出する知的財産基盤の英才起業家に育成

*KAIST、POSTECH内に英才起業家教育院を設置し運営

🌀支援規模：総額9億ウォン

🌀支援資格

※中学1年生～3年生又はそれに準ずる年齢(13歳～16歳)に該当する者

🌀支援内容

※大学に設置された次世代英才起業家教育院で選抜された教育受講生に対し、基本課程及び深化課程の教育を支援

- ・(基本課程) オン・オフラインで将来の技術、知識融合、起業家精神、創造人文学など、起業家が備えるべき基礎素養教育
- ・(上級専門課程) 企業の事例研究、特許出願の練習、チーム別の活動を通じて創業活動の遂行及び専門家のメンタリングなど

*(教育時間) 1、2年目はオンライン320時間、オフライン400時間以上を教育

🌀推進日程

次世代英才起業家教育院の新入生募集公告及び受付(2018年8月)

1次書類選考(2018年10月)

2次キャンプ遂行評価及びインタビュー面接(2018年11月)

最終発表(2018年12月)

④その他の事項(選抜方法)

※2段階(1次→2次) 選抜手続きの運営

*1次書類選考を通じて最終選抜人数の2倍数以選抜

・KAIST 教育院 : (1次) 書類選考、(2次) キャンプ遂行評価及びインタビュー面接

・POSTECH 教育院 : (1次) 書類選考、(2次) 深層面接*

*2次選考対象者に課題を付与した後、その課題についてグループ、個人面接



連絡先

- ・特許庁 産業財産人材課 (042-481-8241)
- ・韓国発明振興会 発明英才教育研究院
(02-3459-2927)
- ・ホームページ : www.kipa.org

미래를 주도할
창의적 인재
그 주인공을 찾아주세요
2016.09.01 ~ 09.23

特許経営専門家の派遣

📌事業概要

※特許経営専門家を大学・公的研究院に派遣し、知的財産に関する認識を高め、知的財産専門担当部署の業務遂行能力を向上させる指導を行うことによって、大学、公的研究機関の全般的な知的財産能力のレベルを高める。

📌支援規模：最大6千万ウォン前後(12ヶ月基準)

※特許経営専門家人件費の支援、ただし、特許経営専門家の活動に必要な経費*(事業費)は機関で負担

*特許経営専門家活動費は、年間2千万ウォン前後で割り当て、主要業務の推進費、出張費、能力強化研究(教育)費、事務用品購入費などを含む。

📌支援資格

※「技術の移転及び事業化促進に関する法律(以下、技術移転法)」第2条第6号に基づく大学、研究所など公的研究機関及び非営利研究法人の技術移転専門担当組織

※「産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律」第36条の2及び「技術移転及び事業化促進に関する法律」第21条の3に基づく技術株主会社

※「尖端医療複合団地の指定及び支援に関する特別法」など、その他特別法で規定する公的研究機関

※「韓国科学技術院法」、「光州科学技術院法」、「大邱慶北科学技術院法」に基づいて設立された機関

*既に特許経営専門家が派遣されたか、又は派遣中である大学・公的研究機関は除外

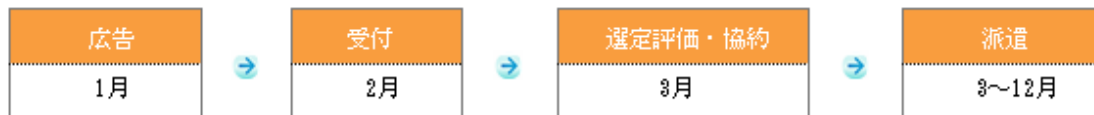
📌支援内容

※機関の能力を考慮して知的財産の認識向上及び基盤造成、知的財産創出・管理・活用能力の向上

特許経営専門家の主な役割(例示)

基盤造成	知的財産管理規定の制・改正、専門担当特許事務所の選定・協力
IP 創出	研究者の相談及び諮問、特許審議委員会の運営
IP 管理	保有特許の資産実査、IP管理システムの構築・高度化
IP 活用	特許活用計画の樹立、中核特許パッケージング、外部専門機関(技術取引、知財権の侵害調査、グローバルマーケティング)との協力ネットワーク構築

📅 推進日程



連絡先

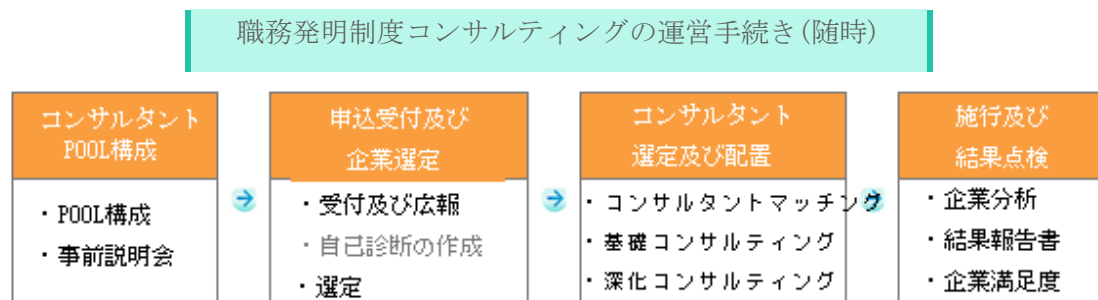
- ・ 特許庁 産業財産活用課 (042-481-5437)
- ・ 韓国特許戦略開発院 拡散戦略チーム (02-3475-8514)
- ・ ホームページ : <http://www.kista.re.kr>



職務発明制度コンサルティング

事業概要

※職務発明制度の導入計画や、運営に困っている企業に専門家を派遣し、実効的に役立つ国民に対するサービスを支援



支援対象

※中小・中堅企業

※職務発明制度の導入予定、規定の制定中か、又は施行予定の企業

※職務発明制度の運営に困っている企業

支援内容

※(基礎コンサルティング) 企業の自己診断プログラムを基盤に類似企業群を選別し、3~5社のグループコンサルティング

※(深化コンサルティング) 基礎コンサルティング企業を対象に、要請企業に限り1:1の 深化相談を通じて問題を解決するコンサルティング

連絡先

- ・ 特許庁 産業財産政策課 (042-481-8180)
- ・ 韓国発明振興会 知識財産振興室 (02-3459-2847,2844)
- ・ ホームページ : <http://www.kipa.org/kipabiz>
<http://www.ip-job.org>



知的財産プロボノ

🌀事業概要

※知的財産分野に才能のある個人、企業又は団体が、小企業、予備創業者などが必要とする**知的財産活動を支援**

🌀支援規模：才能受恵者基準で最大3件以内(分野別1件)

*知的財産の相談及び教育は制限なし

🌀支援資格

※(才能寄付者) 弁理士、デザイナー、IPサービス業従事者、大学、特許法人など知的財産分野におけるプロボノが可能な個人又は団体

※(才能シェアリングの恩恵を受ける者) 小企業、社会的企業、予備社会的企業、予備創業者など

※ 留意事項

- 以前年度に才能受恵履歴のある者(企業)は同一分野に対する重複申込は不可
- 受恵者基準に符合しない場合、地域知識財産センターにおいてマッチングを取消することができる。

🌀支援内容

分野	内容
知的財産の相談	知的財産の創出・活用・保護など知的財産に関する相談を提供
知的財産の教育	知的財産に関するオーダーメイド型の教育を提供
先行調査	技術・商標・デザインの同一又は類似な先行情報を調査及び分析
ブランドの開発	企業及び製品の特性に合うブランドを開発
デザインの開発	企業及び製品の特性に合うデザインを開発

📅 推進日程：年中随時受付



連絡先

- ・ 特許庁 地域産業財産課 (042-481-8643)
- ・ 韓国発明振興会 地域知的財産室 (02-3459-2825)
- ・ 地域知的財産センター (1661-1900)
- ・ ホームページ：<http://www.ripc.org/ipnanum>

特許支援相談窓口の運営

🔍事業概要

🌿知的財産創出・保護・活用全般において、隘路のある中小企業及び個人を対象に知的財産に関する隘路を解決

🔍支援規模：無料

🔍支援資格：全国民を対象

🔍支援内容

🌿(特許支援相談窓口の運営) 知識財産センターからの知的財産専門人材の派遣を通じて知的財産に関する専門相談を支援

*主要相談窓口：地域別の知識財産センター、IP創業Zone、創造経済革新センターなど

*相談内容：知的財産に関する相談の専門性を高めるため、相談類型を知的財産に関する一般相談と知的財産に関する専門相談に区分して提供

🔍推進日程：年内常時提供



連絡先

- ・ 特許庁 地域産業財産課 (042-481-8660)
- ・ 韓国発明振興会 地域知的財産室 (02-3459-2822、2838)
- ・ 地域知的財産センター (1661-1900)
- ・ ホームページ： <http://www.ripc.org>

公益弁理士特許相談センターの運営

事業概要

社会的脆弱階層に対し知財権の権利確保をはじめ、紛争対応に至る便利サービスを提供

支援規模：該当なし

支援資格：基礎生活受給者、障害者、小企業など社会的に脆弱な階層

支援内容

区分	支援内容
産業財産権の相談及び説明会	- 訪問者、電話、オンライン、郵便、地域巡回相談、説明会
書類作成の支援	-明細書、図面など出願に関する書類(商標は除外) -意見書、補正書、異議申立て答弁書など出願に関する中間書類 -拒絶決定不服審判に関する審判請求書、意見書及び補正書
審判・審決取消訴訟の代理	-支援対象者が保有する産業財産権の権利範囲確認審判、無効審判、訂正審判及び商標登録の取消審判 -上記審判に対する審決取消訴訟
侵害訴訟費用の支援	-権利侵害に対する禁止(又は予防)請求、損害賠償の請求、仮処分の申立て -民事訴訟の相手方が大企業、中堅企業又はこれに準ずる多国籍企業に投資した国内法人である場合は、最大1千万ウォンを支援

推進日程：常時運営(9:00~18:00、公休日除外)



連絡先

- ・特許庁 産業財産保護支援課 (042-481-8227)
- ・公益弁理士 特許相談センター (02-6006-4300)
- ・ホームページ: <http://www.pcc.or.kr/>

特許情報検索及び電子出願教育

📌 事業概要

※産業財産権の活用拡散と格差の解消のため、中小企業及び疎外階層を対象に産業財産権情報検索及び電子出願方法について訪問型の教育を提供

📌 支援規模：該当なし

📌 支援資格

区分	内容
支援対象	・国内企業(機関)及びR&D研究所 ・大学、公的研究機関 ・学生、創業準備者
支援要件	・国内企業(機関)及び研究所の特許担当者 ・特許法律事務要員 ・学生、創業準備者など、知的財産権基礎検索及び直接行う電子出願に関心がある者 ・教育人数は10名以上参加可能な企業(機関)

📌 支援内容

※情報検索教育

- ・国内の特許情報検索理論、検索サイトの活用及び実習
- ・国内のデザイン検索理論、検索サイトの活用及び実習
- ・国内の商標検索理論、検索サイトの活用及び実習
- ・海外の特許制度及び海外の検索サイト(USPTO.JPO.EPO.KIPRIS)の検索実習

※電子出願教育

- ・国内権利(特許、実用新案、デザイン、商標)別、電子出願の事前登録手続き、出願書・明細書・図面作成、電子出願をソフトウェアで実習
- ・PCT 出願制度及び電子出願をソフトウェア(PCT-SAFE, PCT K-EDITOR)で実習
- ・マドリード(国際商標)出願制度及び出願書の作成方法、電子出願をソフトウェアで実習

※地域別の招へい教育

- ・個人及び教育申込人数不足企業などのための特許情報利用者の招へい教育を地域別に実施

📅推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	-	上半期公告 申込/受付	教育申込者の支援				下半期公告 申込/受付	教育申込者の支援				

📌その他の事項(申込方法)

※特許庁及びKIPRISに公知を行い、e-mailかファックスを通じて受付

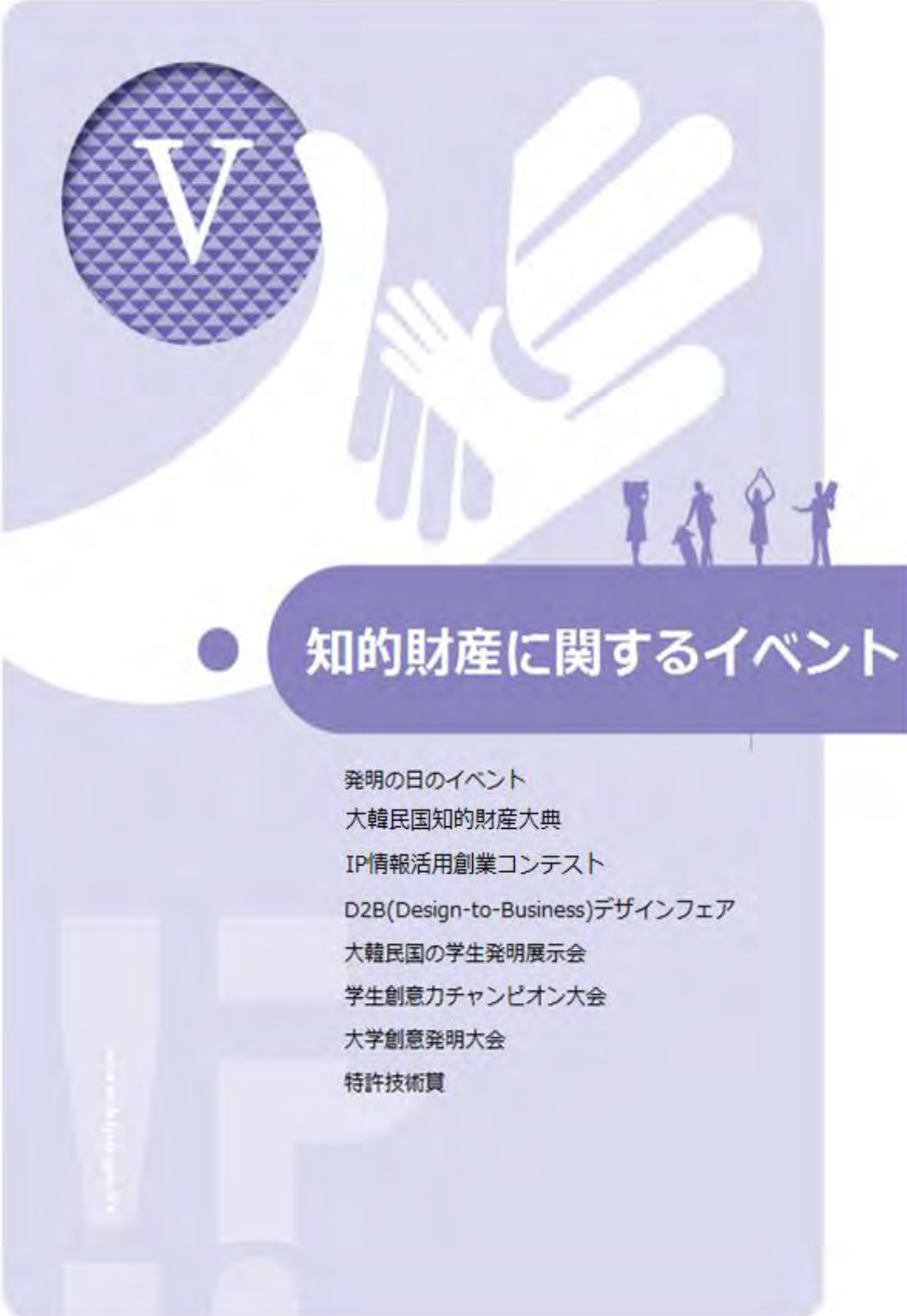
- ・(特許庁(www.kipo.go.kr)及び特許情報ネットKIPRIS(www.kipris.or.kr))で公知
- ・FAX(02-6915-1350)又はe-mail(kpdsedu@hanmail.net)で受付



連絡先

- ・特許庁 情報管理課 042-481-5127
- ・韓国特許情報院 IP情報拡散チーム 02-569-2865
- ・韓国特許情報院 www.kipi.or.kr
- ・キプリス www.kipris.or.kr
- ・教育ブログ <http://blog.daum.net/kpdsed>

V. 知的財産に関するイベント



● 知的財産に関するイベント

- 発明の日のイベント
- 大韓民国知的財産大典
- IP情報活用創業コンテスト
- D2B(Design-to-Business)デザインフェア
- 大韓民国の学生発明展示会
- 学生創意力チャンピオン大会
- 大学創意発明大会
- 特許技術賞

発明の日のイベント

📌 イベントの概要

🌟国民レベルでの発明雰囲気の高揚と発明家の士気の高揚のため、測雨器を発明した5月19日を「発明の日」に定め、記念式など発明のイベントを開催

・韓国を代表する分野別の**発明有功者**及び基盤、中核技術などを開発して「**偉大な発明業績を成し遂げた者**」を重点に発掘して褒賞

📌 授賞規模

2017年第52回発明の日を基準

産業勲章及び褒賞(12個)						表彰(67個)								合計
金塔	銀塔	銅塔	鉄塔	石塔	褒賞	大統領	国務 総理	知財委 委員長	科技部 長官	産業部 長官	特許 庁長	振興 会長		
1	2	2	1	1	5	9	7	5	5	17	12	12	79	

📌 申込資格

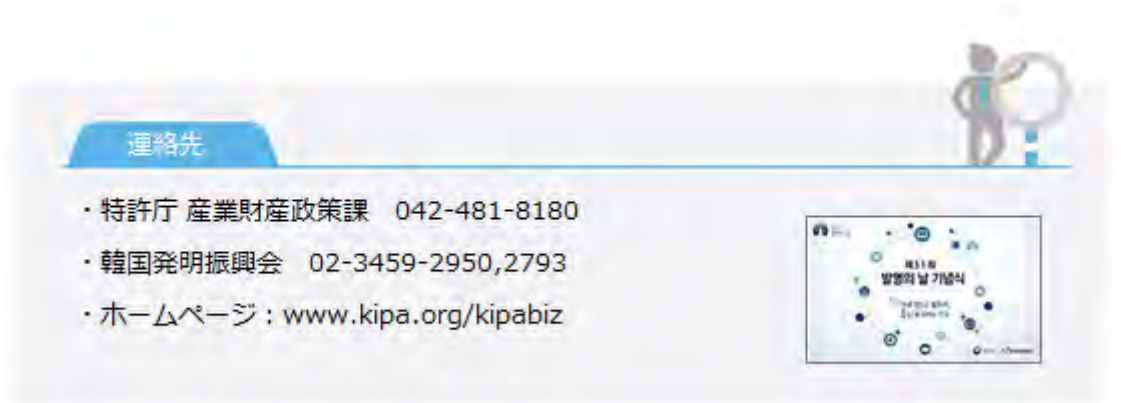
区分	内容
褒賞申込	<ul style="list-style-type: none"> 『発明家』：個人、職務(企業、研究機関、教授、教師、公務員)、学生(小・中・高、大学(院)生) 『発明有功者』：企業及び研究機関の代表又は役員 『発明奨励有功者』：弁理士、公務員、発明団体従事者、その他の発明奨励に貢献した者 『発明指導有功者』：発明教室及び発明班の指導教師、教授、その他の発明指導に貢献した者 『発明奨励有功団体』：企業、研究機関、大学、発明教室及び発明班運営学校、発明関連団体及びその他の発明奨励に貢献した団体 <p>※ 申込分野は功績内容によって一部調整される。</p>
今年の 発明王	<ul style="list-style-type: none"> 推薦対象：新技術研究開発の業績及び技術革新により国家産業発展に寄与し、発明界及び科学技術界において模範となる者

	<p>(ただし、発明に直接参加していない者は除外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推薦者：行政機関、広域地方自治団体、研究機関、大学、企業、学会及び協会、地域知識財産センターなどの長が推薦 ・副賞：賞金(3,000万ウォン)、副商品[トロフィー、発明に関する講演活動の支援]など授与
--	--

📅 推進日程

区分	内容	日程
褒賞、申込公告及び受付 (特許庁、韓国発明振興会)	・日刊新聞公告、優秀発明家などの発掘	1.2~2.1
褒賞推薦審査委員会 (韓国発明振興会)	・審査委員：発明特許分野、産・学・研・官の専門家で構成(15名程度) ・審議内容：褒賞申込者を対象に審査を行い、特許庁功績審査委員会に推薦	3月初め
欠格事由照会 (警察庁、産業安全公団、公正委、労働部など)	・褒賞除外対象者の調査 - 刑事処罰などを受けた者、産業災害として公表された事業場及びその役員、公正取引関連法に違反した法人及びその役員、社会的に非難を受けた者、賃金未払い雇用主など	3月中旬
功績審査委員会 (特許庁)	・審議内容：勲章別の政府褒賞推薦対象者選定及び政府褒賞以下の褒賞者決定 *ホームページを通じて褒賞者の公開検証(10日以上)	3月末
褒賞対象者推薦 (特許庁)	・行政自治部へ政府褒賞対象者推薦	4月初め
次官会議/国務会議	・(功績事項の検討)行政自治部において欠格事項又は過去の褒賞経歴などを再検討	4月中 ~5月初

	・(案件上程)次官会議/国務會議を経て大統領裁可により最終褒賞者の確定	め
発明の日の記念式	・5.19「発明の日」に褒賞授賞（計80名）	5. 19



連絡先

- ・特許庁 産業財産政策課 042-481-8180
- ・韓国発明振興会 02-3459-2950,2793
- ・ホームページ : www.kipa.org/kipabiz

大韓民国知的財産大典

📌 イベントの概要

🔍 特許、デザイン、商標など優秀な知的財産に関する製品-技術の流通を促進し、最新技術動向の共有を通じ、知的財産についての国民の認識を高めるために推進

展示会の名称	目的	2017年参加規模
大韓民国 発明特許大会	国内の優秀技術及び特許製品を発掘し、選定・展示して広報を行い、事業化を促進	90点 [申込: 263社、373件]
商標・ デザイン権展	国内の優秀商標、デザインを展示して広報を行い、付帯展示イベントを通じて一般人の関心を誘導	22件授賞 [申込: 221件]
ソウル 国際発明展示会	国内外の優秀発明品を展示して海外技術動向を把握し、発明特許製品と特許技術取引を促進	30ヶ国、640点

📌 イベント日程: 11. 30(木) ~ 12. 3(日)、計4日間/COEXHall A(2017年)

📌 申込対象: 韓国国内人として特許・実用新案の出願や登録した権利者とその承継人の発明品(商標権、デザイン権は除外)

📌 支援内容

🔍 大韓民国の発明特許大会、ソウル国際発明展示会の出品作及び商標・デザイン権に関する説明館、主要政策 이슈、トレンドなどのテーマ別企画展示会の運営など

📌 推進日程





連絡先

- ・ 特許庁 産業財産政策課 042-481-8498
- ・ 韓国発明振興会 02-3459-2950,2793
- ・ ホームページ : www.kipa.org/kipabiz



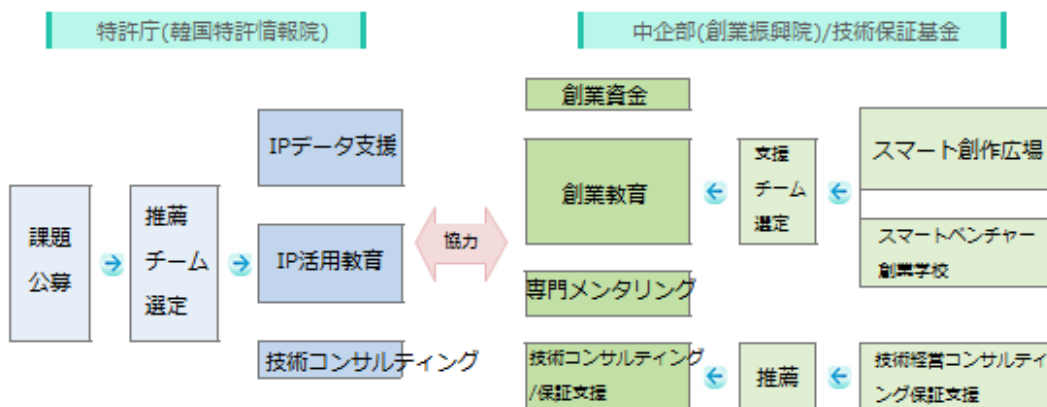
IP 情報活用創業コンテスト

大会の概要

※IP情報を活用した創意的なアイデアの発掘及び創業・事業化を支援するための大会であり、優秀チームの授賞、データの無償提供、中小ベンチャー企業部創業支援事業などへの推薦

*2015年～2017年に個別で運営していた「IP情報分野の創業支援プログラム」と、「IP情報活用のアイデア競合大会」を統合して単独のイベントとして運営

機関連携支援の手続き



中小ベンチャー企業部(創業振興院)・創業支援・プログラム

区分	スマート創作広場	スマートベンチャー創業学校
支援対象及び予算	予備創業者又は創業3年以内の企業	39歳以下、予備創業者又は創業3年以内の企業
事業内容	アイデアを製品・サービスとして具体化するために実習型教育プラットフォームを提供	アプリ、ソフトウェア、融合分野の実践創業支援
支援内容	創業教育及び試作品製作	開発空間の提供、教育・メンタリング、マーケティング
事業費支援	事業化資金	開発及び事業化資金
特許庁 推進恵沢	事業化評価時に加算点の付与(1点)	書類評価の免除

📌授賞規模：総額賞金800万ウォン

区分	褒賞勳格	選定	選定分野及び賞金	
			アイデアの企画	創業及び事業化
最優秀賞	特許庁長	2チーム	200万ウォン	250万ウォン
優秀賞		2チーム	100万ウォン	100万ウォン
奨励賞		2チーム	50万ウォン	50万ウォン
団体賞	韓国特許	1個機関	50万ウォン	
入選	情報院長	9チーム以内	-	-
計		15チーム	800万ウォン	

*大会の推進状況により授賞内訳が変わる可能性がある。

📌支援及び参加対象

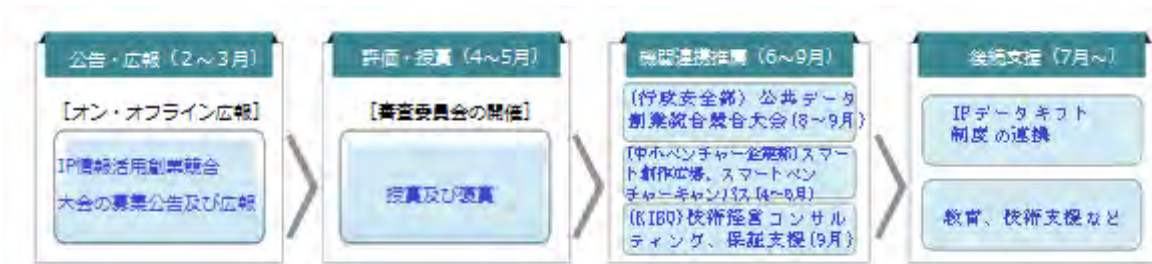
区分	主要内容
支援分野	①アイデアの企画：IP情報を活用した創意的アイデア ②創業及び事業化の企画：新規BM、サービス・システムの開発
公募主題	•IP情報を活用した創業アイテム(商品・システム)企画部門
審査・評価	•別途審査委員会を通じて優秀チームを選抜する予定
機関連携	•優秀(授賞)チーム対象に推薦(行政安全部、中小ベンチャー企業部など)

📌支援内容

※(参加者全員) IP情報4ヶ月分の無料利用サービス(OpenAPI方式)及び参加者のアイデアを保護するための「営業秘密証明サービス」を無償で提供

※(受賞チーム) 中小ベンチャー企業部など外部機関の創業支援事業との連携推薦、IPデータの無償支援、知識財産サービス協会のIPに関する教育費の免除(又は割引)

2018年の推進日程



連絡先

- ・ 特許庁 情報管理課 (042-481-5139)
- ・ 韓国特許情報院 (02-6915-1429,1433)
- ・ ホームページ : <http://plus.kipris.or.kr>

D2B (Design-to-Business) デザインフェア

📌 事業概要

※若いデザイナーにデザインの権利化、事業化する機会を提供し、国内の中小企業などに創意的なデザインを供給

📌 支援規模：315百万ウォン

📌 支援資格

※満18歳以上の個人又はチームによる出品が可能

・ただし、1チーム当たりチーム人数は2名に制限

※留意事項

・出題企業と出品者の間が雇用関係か、又は出品作が出品者の所属する会社の業務領域に属する場合は、応募の資格はない。

*例) A 家具会社の職員が家具を出品(ただし、Aが許諾をした場合は自由出品部門への応募の資格は認定)

📌 支援内容(受賞者特典)

※知的財産教育(「D2Bサマースクール」)を提供(1次合格者)

・日時及び場所：7月12日(水)～14日(金)、雪岳デミョンデルピノリゾート

・内容：デザインなど知的財産制度及び出願要領の教育

・参加費：3万ウォン(交通、宿泊と食事、教育費40万ウォンの中で37万ウォンを支援)

・教育修了証の交付

*参加できなかった者のためにデザイン権利保護について特別講義：7月8日(土)

※製品量産及びこれに伴うロイヤルティの支給

・(参加企業の物品デザイン) 参加企業が受賞作を生産する場合、契約に基づいて適切なロイヤルティを支給

・(自由出品デザイン) 国内外の展示にデザインを出品して企業に紹介するなど、専門企業を通じて商品化以降の適正なロイヤルティを支給

*出品者が商品化を希望する場合、関連企業の要請に積極対応しなければならない。

*詳細な内容は契約に基づいて決め、知的財産流通専門家の相談や交渉仲裁及び契約書の作成を支援

※参加企業と専門家のメンタリング

- ・事業化できるよう生産性、商品性に対するメンタリングを実施

*メンタリングは企業を訪問するか、又はサマースクールで実施され、品目と参加企業の要件に従って回数及び内容などが決まる。

📅推進日程(2017年基準)

日程	期間
大会の公告	3月20日
1次作品の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・企業出品部門：5月1日～6月9日24時まで ・自由出品部門：現在受付中～6月9日24時まで
1次審査結果の発表	6月27日
D2Bサマースクール	7月12日～14日（参加できなかった者のための特別講義は7月8日(土)）
2次作品の受付及び出願	7月21日～8月21日24時まで
2次審査結果の発表	9月22日
2018年度自由出品部門 1次作品の受付	10月10日～2018年度1次作品の受付締切日*
D2Bライセンス懇談会	10月13日
最終受賞作の発表	11月17日
授賞式	11月30日

連絡先

- ・特許庁 産業財産人材課 (042-481-5924)
- ・ホームページ: www.d2bfair.or.kr

大韓民国学生発明展示会

📌 事業概要

- ※学生の発明アイデアを発掘して授賞し、創意的な発明人材に育成
- ※優秀な学生の発明品を展示し、学生の発明意識を高めることにより発明の文化を拡散

📌 予算規模：(国費) 495百万ウォン

📌 参加資格

- ※大韓民国国籍所持の小・中・高校の在学学生及び青少年
- *正規学校の在学学生でない青少年の場合は、参加学生の生年月日を基準に小・中・高チームに区分し参加

📌 大会の内容

- ※出品部門：日常生活において着案できるすべての発明
(※主題/分野の制限はない、一人当たり5作品まで出品)
- ※指導教師：学生の市・郡管轄の現職の教員*のみ可能
- *全国の小・中・高校の現職教員(教授除外)
- ※大会進行
 - ・(公告・受付) 韓国発明振興会を通じて公告及び受付(2、3月)
 - ・(出品作の審査) 書類審査(4月)及び作品審査(6月)など
 - ・(展示会の開催) 受賞作の展示と開幕式及び授賞式の開催(7月)
- *発明品の展示館を運営(学生展は銅賞以上及び教員展は特別賞以上の受賞作)
- *発明及び創意力の体験プログラムを進行
- *大韓民国学生創意力チャンピオン大会を同時進行

④ 推進日程



連絡先

- ・ 特許庁 産業財産人材課 (042-481-3555)
- ・ 韓国発明振興会 未来人材室 (02-3459-2748)
- ・ ホームページ : <http://www.koscc.net>



学生創意力チャンピオン大会

📌 事業概要

- ※ 創意性とアイデアが優れた発明人材の発掘及び授賞を通じて学生発明文化の拡散
- ※ 青少年がチームを構成し与えられた課題を解決する課程において、挑戦精神、批判的な思考力、意思疎通能力、共同能力、創意力など核心能力の涵養

📌 予算規模：（国費）330百万ウォン

📌 参加資格

- ※ 大韓民国国籍を所持する小・中・高校の在學生及び青少年
- * 正規学校の在學生でない青少年の場合は、参加學生の生年月日を基準に小・中・高のチームに区分して参加

📌 大会内容

- ※ 参加分野別の表現課題、制作課題、即席課題の3課題で構成（本選大会）

参加チームのレベル 課題類型	小学校	中学校	高等学校
表現課題	創作公演を通じて創意性を表現		
製作課題	科学の原理を利用した構造物などの製作(小・中・高校、問題は別途)		
即席課題	レベル別(小・中・高)の即席問題解決能力の評価(非公開で振興)		

- ※ 予選大会では表現課題、即席課題を審査
- * 予選大会における表現課題の準備方法：公知された表現課題を大会の現場において、審査委員の前で一切の小品なしの非公開による公演で表現

④推進日程

区分	書類審査	市・道予選大会	全国本選大会
日時	- 公告：3月初め - 受付：3月～4月中	2018. 6月初め(土)/ 予定	7. 20(金)～7. 22(日)
場所	オンライン受付 (www.koscc.net)	16カ所の市・道別 追って公知	KINTEX (京畿高陽)
大会単位	16カ所市・道別 受付及び審査	16カ所市・道別の開催	全国単位の開催
選抜	市・道予選大会 出展チームの選抜	全国本選大会 出展チームの選抜	本選大会 授賞チーム選定
課題類型	書類審査 (表現課題の解決計画書)	表現課題 即席課題 *書類審査評価の反映	表現課題 製作課題 即席課題

連絡先

- ・ 特許庁 産業財産人材課 (042-481-3555)
- ・ 韓国発明振興会 未来人材室 (02-3459-2748)
- ・ ホームページ : <http://www.koscc.net>



大学創意発明大会

📌事業概要

📌創意力のある優秀な発明人材を発掘して権利化・事業化を支援し、参加大学(院)生の知的財産権を基盤にした創意的な人材を養成

📌支援規模:総額4億ウォン

📌支援資格

📌国内大学(院)生であり、個人又はチーム(3名以内)で出品が可能

📌支援内容

📌知的財産権の教育及び知的財産専門家の1:1コンサルティング支援(書類審査を通った者に限る)

📌書類審査を通った者に限り知的財産の権利化(出願から登録まで)支援

📌受賞者対象に賞金及び賞状の交付

📌受賞者に就業インセンティブの提供

*対象者:公募部門に参加した企業の中から、受賞者の就業優遇恵沢を提供することにした企業の受賞者

**恵沢事項:企業で提示した就業優遇の約定に基づく

授賞内訳			
賞名	賞金	授賞主体	賞の数
大統領賞	500万ウォン	大統領	1
国務総理賞	300万ウォン	国務総理	1
最優秀賞	各200万ウォン	未来創造科学部	2
		産業通商資源部	2
		特許庁	2
優秀賞	各100万ウォン	韓国発明振興会	3
奨励賞	各50万ウォン	後援機関(16)	26

		参加企業(10)	
指導教授賞	各200万ウォン	韓国科学技術団体連合会	2
最多応募 発明サークル賞	(1等)各100万ウォン (2等)各50万ウォン (3等)各30万ウォン	韓国科学創意財団	3
最多受賞 発明サークル賞	(1等)各100万ウォン (2等)各50万ウォン (3等)各30万ウォン	韓国発明振興会	3

📅 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	参加企業の 募集	問題 出題	大会 公告	5段階審査					授賞式			
				知的財産権 権利化の支援								
			受付及び 課題の提出		IP-サマ ースクー ル							

📌 その他の事項(審査基準)

区分	評価項目(例示)	配点
斬新性	・アイデアの創意性及び新規性	00点
優秀性	・アイデアの有用性評価	00点
実現可能性	・アイデアの実際的現実化の可能性	00点
事業化可能性	・アイデアの経済性及び商業性の評価	00点

連絡先



- ・ 特許庁 産業財産人材課 (042-481-5813)
- ・ 韓国発明振興会 知的財産人材養成室 (02-345-2813)
- ・ ホームページ : www.kipa.org



特許技術賞

事業概要

特許庁に登録された優秀な発明を発掘・授賞することによって、発明者の士気をふるい起こし、国民向けに発明の雰囲気を広散させるため、毎年半期別に世宗大王部門と個人・中小企業対象に洪大容部門を授賞し、授賞した発明の事業化を支援

支援規模

部門	区分	種類	受賞数	賞金	受賞者	授賞者
世宗大王部門	特許、実用新案	世宗大王賞	1	1,000万ウォン	発明者	特許庁長 中央日報 代表理事 による 共同授賞
		忠武公賞	1	500万ウォン		
		池錫永賞	2	各200万ウォン		
デザイン	丁若鏞賞	1	500万ウォン	創作者		
洪大容部門	特許、実用新案	洪大容賞	2	各100万ウォン	発明者	
計			7	2,600万ウォン		

支援資格

大韓民国の国民により国内で出願・登録され、有効に存続中である発明(考案)又はデザインの申出から審査局が推薦する発明などを選定する、毎年4月及び10月第三週目の金曜日(以下、「審査局推薦日」とする)から3ヵ月前に設定登録され、以下の各号の中のいずれかに該当しなければならない。

1. 世宗大王部門(技術性及び実施効果の反映を評価)

- 半期毎の審査局推薦日から5年以内に設定登録又は実施権が設定登録されたか、事業化に成功した発明(考案)又はデザイン

- 1999年7月1日から2006年9月30日まで出願された実用新案登録出願は、半期毎に審査局推薦日から5年以内に実用新案登録維持決定に対する確定登録又は実施権が設定登録されたか、事業化に成功した場合に限る。

2. 洪大容部門(技術性及び今後の可能性を評価)

- 個人、「中小企業基本法」第2条に基づく中小企業、「産業教育振興及び産学協力促進に関する法律」第25条に基づく産学協力団又は「地方自治法」第2条に基づく地方自治団体が行った出願であって、半期毎に審査局推薦日から5年以内に設定登録又は実施権が設定登録された発明(考案)

・1999年7月1日から2006年9月30日まで出願された実用新案登録出願は半期毎に審査局推薦日から5年以内に実用新案登録維持決定に対する確定登録又は実施権が設定登録された場合に限る。

※上記の要件をすべて満たしたときに2部門に重複で申込が可能


支援内容

- ※特許庁ホームページ及び中央日報の紙面を通じて受賞者及び受賞作を広報
- ※創業オーダーメイド型の事業(創業資金、創業メンタリングの支援)対象選定又は創業起業家士官学校入学時に優遇
- ※特許技術取引のコンサルティング、優先購買の推薦、特許技術評価の支援、知的財産活用戦略の支援、IP金融など発明奨励事業の支援対象選定時に優遇
- ※受賞作の事業化・マーケティング支援のために受賞マークを提供(奨励賞は除外)

推進日程

主要日程	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2018年施行計画の樹立	—										
委託事業体の選定・契約		—									
申込受付の外部公募及び広報		■						■			
審査局別の優秀発明・デザインの推薦			■						■		
推薦発明・デザインの重複性を検討			■						■		
選定審査協議会の開催				■						■	
授賞式の開催					■						■

連絡先



- ・特許庁 特許審査制度課 (042-481-3461)
- ・ホームページ：
www.patent.go.kr/jsp/kiponet/mp/patentprize



2017년 상반기
특허기술상 신청
2017.2.24. - 2017.3.31.

VI. その他の支援制度



職務発明優秀企業認証制度

📌 事業概要

※職務発明に対する補償を模範的に実施する中小・中堅企業を「職務発明補償の優秀企業」として認証し、インセンティブを付与する制度

📌 支援規模：該当なし

📌 支援資格

※職務発明制度を保有し、申込日から2年以内に職務発明の補償を実施した中小・中堅企業

*中小企業：中小企業基本法第2条に基づく中小企業

*中堅企業；中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法第2条に基づく中堅企業

📌 推進日程(申込時期)

※四半期別に1回、年4回

※進行手続き



※認証基準

・評価項目：職務発明補償規定(30点)、補償実績(40点)、合理的な運営(30点)

・認証基準：審議委員会の評価点数70点以上

*100点満点の70点以上である場合に認証

📌 支援内容

※優先審査：特許・実用新案・デザイン出願に対する優先審査

※4～6年次の登録料を一部減免：特許・実用新案・デザインの4～6年次の登録料について追加20%を減免

※認証企業の支援施策(政府支援事業に対し加点を付与、1点～5点)

(特許庁) 先端部品・素材のIP-R&D連携戦略支援、知的財産活用戦略の支援、事業連携特許技術評価の支援

(中小ベンチャー企業部) 企業成長促進、融複合技術開発事業、商用化技術開発事業

(科学技術情報通信部) SW工学の技術現場適用支援事業

連絡先

- ・特許庁 産業財産政策課 (042-481-8180)
- ・韓国発明振興会 (02-3459-2848,2844)
- ・ホームページ : <http://www.kipa.org/kipabiz>
<http://www.ip-job.org>

知的財産経営認証

📌事業概要

※知的財産経営を中小企業の普遍的な経営方式として拡散させ、知的財産経営企業の信頼性を向上

📌支援規模：該当なし

📌支援資格

※中小企業基本法第2条に基づく中小企業

📌推進日程(申込時期)

※常時申込が可能

📌支援内容

※進行手続き



※審査項目

審査項目	配点	審査項目	配点
知的財産担当組織及び人材	10点	研究開発及び金額	12点
職務発明制度の導入及び運営	5点	知的財産権の動向把握及び活用	18点
役職員1名当たり 国内外産業財産権出願の割合	12点	知的財産権適用 製品売上高の割合	5点
国内外の知的財産権保有件数	23点	知的財産権実施権などの活用	5点
知的財産権の教育	5点	知的財産権紛争事件の点検	5点

*100点満点の70点以上である場合に認証

※認証企業の支援施策

・特許庁

・特許・実用新案・デザインの優先審査対象に指定

- ・特許権・実用新案権・デザイン権に対する年次登録料(4～6年次)50%の減免
- *現在、中小企業に対し年次登録料(4～6年次)の30%減免を実施しているが、認証企業には20%を追加で減免し、計50%の減免の恵沢を提供
- ・特許庁実施の各種支援事業に参加する際に加点を付与
- *優秀発明品の優先購買推薦制度、IP活用戦略支援事業、IP R&D : 知財権連携の研究開発戦略支援事業
- ・中小ベンチャー企業部
 - ・政策資金の融資時に限度を増額(45億ウォン→70億ウォン)
 - *新成長基盤資金のうち、施設資金について革新型企業の基準を適用
 - ・技術開発支援事業(創業成長技術開発、技術革新開発、製品サービス技術開発、工程・品質技術開発など)参加時に加点を付与
- ・韓国放送広告振興公社
 - ・TV、ラジオなど放送広告費を70%割引
 - ・TV、ラジオなど放送広告制作費を50%割引
- ・SGI ソウル保証(2018年に適用予定)
 - ・履行保証の限度を増額(最大30億ウォンを追加で保証)
 - ・NICE評価情報(株)の信用管理サービスを無償で提供



連絡先

- ・ 地域産業財産課 (042-481-8622)
- ・ 韓国発明振興会 地域知的財産室
(02-3459-2861)
- ・ ホームページ : www.ipcert.or.kr



手数料減免制度

事業概要

特許・実用新案・デザインの出願料、審査請求料、最初の3年分の登録料を70%減免、4～9年次の登録料を30%減免

支援規模：該当なし

減免対象者及び手数料

減免対象者	減免率	減免対象手数料
-医療給与受給者、国家有功者、5.18民主有功者、独立有功者、参戦有功者、枯葉剤後遺症患者、学生、障害者、満6歳以上満19歳未満、軍事兵、公益勤務要員、転換服務遂行者 *年10件超過時の個人に対し減免	免除 (100%)	<ul style="list-style-type: none"> 出願料、審査請求料、最初の3年分の登録料 積極的権利範囲確認審判請求料の70%減免 *1出願に特許・実用新案の審査請求料の免除が受けられる請求項を30以下に指定
-満19歳以上満30歳未満の者 -満65歳以上の者 *年20件超過時の出願料を30%減免	85%	<ul style="list-style-type: none"> 出願料、審査請求料、最初の3年分の登録料 積極的権利範囲確認審判請求料の70%減免
-個人、小企業、中企業 *個人の特許・実用新案・デザインの出願が各々年間20件を超過する場合、出願料の減免率を30%適用	70%	<ul style="list-style-type: none"> 出願料、審査請求料、最初の3年分の登録料 積極的権利範囲確認審判請求料の70%減免
-公的研究機関、専門担当組織、地方自治団体 -大企業*と中企業又は小企業が契約に基づき共同研究開発を行い、共同で特許(実用新案)を出願する場合 *中小企業基本法第2条の規定に基づき、中小企業でない企業	50%	<ul style="list-style-type: none"> 出願料、審査請求料、最初の3年分の登録料 専門担当組織は、積極的権利範囲確認審判請求料の50%を減免
-中堅企業	30%	<ul style="list-style-type: none"> 出願料、審査請求料、最初の3年分の登録料
-個人、小企業、公共研究機関、専門担	30%	<ul style="list-style-type: none"> 4～9年分の登録料

当組織、中堅企業		
-職務発明補償優秀企業及び知的財産経営認証企業に選定された小企業、中企業、中堅企業	20%	・4～6年分の登録料

📅 推進日程(申込時期)

※常時申込が可能

*出願、審査請求、技術評価請求、権利確認範囲審判請求、登録時に免除・減免事由を記載して
証明書類を提出



連絡先

- ・情報顧客政策課 (042-481-5083)
- ・ホームページ : www.patent.go.kr

(手数料情報の案内/出願料などの減免案内)

知的財産権に関する租税支援

制度概要

技術取引の活性化及び職務発明の拡散のための税制支援

支援規模：該当なし

支援根拠


所得税法第12条第5号(職務発明補償金所得税の非課税)、租税特例制限法第10条(R&D税額控除)及び第12条(技術移転・貸与・取得に対する所得控除)

支援時期：常時支援

支援内容

支援分類	内容	支援対象
職務発明補償金に対する所得税の非課税	(所得税法第12条及び施行令第17条の3) ・発明振興法に基づき使用者から支給を受けた職務発明補償金(年300万ウォン以下)に対する所得税の非課税	従業員
職務発明補償金に対するR&D税額控除	(租税特例制限法第10条及び施行令別表6) ・企業が職務発明の補償金として支出した費用に対しR&D税額控除を適用 *中小企業25%、中堅企業8%、大企業3-6%	中小・中堅・大企業
技術移転所得に対する税額減免	(租税特例制限法第12条第1項) ・中小・中堅企業が内国人に技術を移転した場合、技術移転の所得に対する所得税・法人税の50%を税額減免	中小・中堅企業
技術貸与所得に対する税額減免	(租税特例制限法第12条第3項) ・中小企業が技術を貸与した場合、貸与所得に対する所得税・法人税の25%を税額減免	中小企業

<p>技術取得費用に 対する税額控除</p>	<p>(租税特例制限法第12条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業が内国人から技術を取得した場合、 取得金額の10%を税額控除 ・ 中堅・大企業が中小企業から技術を取得した 場合、取得金額の5%を税額控除 	<p>中小・中堅・大企 業</p>
----------------------------	--	-----------------------



連絡先

- ・ 産業財産政策課 (042-481-5175)
- ・ ホームページ : www.kipo.go.kr

付録



付 録

特許庁及び支援機関の連絡先

地域知識財産センターの現況

海外知識財産センター(IP-DESK)の現況

全世界における特許庁のインターネット住所

海外の特許検索サイト

国内における知的財産権関連機関のインターネット住所

1. 特許庁及び支援機関の連絡先

1-1. 特許庁

☎1544-8080 www.kipo.go.kr

部署名	電話
産業財産政策局	
産業財産政策課	042) 481-5052、5175
産業財産活用課	5807、 8501
産業財産人材課	5930、 3501
地域産業財産課	8663、 8452
産業財産創出戦略チーム	8248、 8626
産業財産保護協力局	
産業財産保護政策課	5184
産業財産保護支援課	8210
情報顧客支援局	
情報顧客政策課	5090
情報管理課	5127
出願課	5414
登録課	5247
国際出願課	5209
商標デザイン審査局	
商標審査政策課	5342
デザイン審査政策課	8205
特許審査企画局	
特許審査企画課	5658
特許審査制度課	3461
特許審判院	
審判政策課	5856
国際知識財産研修院	
教育企画課	042) 601-4321
知的財産教育課	042) 601-4323

1-2. 韓国発明振興会

☎02-3459-2800 www.kipa.org

部署	電話
地域知的財産室	02-3459-2861、 2862、 2829、 2821
知的財産振興室	02-3459-2950、 2794
知的財産経営支援室	02-3459-2947、 2933、 2932
韓国知的財産評価センター	02-3459-2890
韓国知的財産仲介所	02-3459-2786
知的財産人材養成室	02-3459-2806
知的財産サイバー教育院	02-3459-2770

1-3. 韓国特許戦略開発院

☎02-3287-4250 www.kista.re.kr

部署	電話
中小企業チーム	02-3287-4230、 4221
成長戦略チーム	02-3475-8593、 1305
標準特許センター	02-3475-8560、 8572
特許動向チーム	02-3475-8536、 8527
政府協力チーム	02-3475-1325、 1324
成果管理チーム	02-3287-4392、 4383

1-4. 韓国知識財産保護院

☎02-2183-5800 www.koipa.re.kr

部署	電話
経営企画チーム	02-2183-5817
不正競争調査チーム	02-2183-5844
基盤情報チーム	02-2183-5827
認識保険チーム	02-2183-5891
紛争予防チーム	02-2183-5879
海外協力チーム	02-2183-5894
公益弁理士特許相談センター	02-553-5861

1-5. その他の機関

機関及び部署	電話
--------	----

韓国特許情報院	☎ 02-6915-1400 www.kipi.or.kr
営業秘密保護センター	1666-0521
韓国女性発明協会(事務局)	☎ 02-538-2710 www.inventor.or.kr
大韓貿易投資振興公社(KOTRA)	☎ 1600-7119 www.kotra.or.kr
技術保証基金	☎ 1544-1120 www.kibo.or.kr
KDB産業銀行	☎ 1588-1500 www.kdb.co.kr
韓国ベンチャー投資(株)	☎ 02-2156-2000 www.k-vic.co.kr
信用保証基金	☎ 1588-6565 www.kodit.co.kr
韓国知識財産研究院	☎ 02-2189-2600 www.kiip.re.kr

2. 地域知識財産センターの状況

☎代表番号 1661-1900

センター名 (運営機関)	住所	電話
ソウル知識財産センター (ソウル産業振興院)	ソウル特別市麻浦区ワールドカップ北路 400 ソウル産業振興会1階	02-2222-3860
京畿知識財産センター (京畿テクノパーク)	京畿道安山市常緑区海岸路705	031-500-3043
仁川知識財産センター (仁川商工会議所)	仁川広域市南洞区ウンボン路60番街46	032-810-2882
江原知識財産センター (江原道産業経済振興院)	江原道原州市ホジョ路47	033-749-3327
忠南知識財産センター (忠南北部商工会議所)	忠清南道天安市西北区広場路215	041-559-5700
大田知識財産センター (大田テクノパーク)	大田広域市儒城區テクノ9路35 知能ロボット産業化センター206～208号	042-930-4455
忠北知識財産センター (清州商工会議所)	忠清北道清州市上黨区上黨路106	043-229-2732
釜山知識財産センター (釜山テクノパーク)	釜山広域市江西区科学産団 I 路60番街32	051-974-9065
蔚山知識財産センター (蔚山商工会議所)	蔚山広域市南区ドッジル路97	052-228-3087
蔚山TPセンター (蔚山テクノパーク)	蔚山広域市中区ジョンガ路15(茶雲洞)	052-219-8510
大邱知識財産センター (大邱商工会議所)	大邱広域市東区東大邱路457	053-242-8079
慶北知識財産センター (浦項商工会議所)	慶尚北道浦項市南区ポスコ大路333	054-274-5533
慶南知識財産センター (昌原商工会議所)	慶尚南道昌原市義昌区中央大路166	055-210-3085
全南知識財産センター (木浦商工会議所)	全羅南道務安郡三郷邑オリョン3街2	061-242-8587
光州知識財産センター (韓国発明振興会光州支会)	光州広域市光山区ハナム産団8番路177	062-954-3841
全北知識財産センター	全州市徳津区バンリョン路109	063-252-9301

(韓国発明振興会全北支会)	全北TPベンチャー支援棟105号	
済州知識財産センター (済州商工会議所)	済州特別自治道済州市庁舎路1街18-4	064-755-2554
水原知識財産センター (水原商工会議所)	京畿道水原市長安区スソン路311	031-244-8321
富川知識財産センター (富川産業振興財団)	京畿道富川市遠美区ピョンチョン路655 富川テクノパーク401棟1503号	070-7094-5483
春川知識財産センター (韓国発明振興会江原支会)	江原春川市江原大学街1、 江原大学ボトム館403号	033-254-6580
太白知識財産センター (太白商工会議所)	江原道太白市ファンジ路188-1	033-552-5555
江陵知識財産センター (江陵商工会議所)	江原道江陵市総合運動場街88	033-643-4413
忠州知識財産センター (忠州商工会議所)	忠清北道忠州市ウトム路 31	043-843-7005
釜山南部知識財産センター (韓国発明振興会釜山支会)	釜山広域市釜山釜山鎮区ガヤ大路607 セマウル会館6階	051-645-9683
安東知識財産センター (安東商工会議所)	慶尚北道安東市祝祭場街240	054-859-3093
亀尾知識財産センター (亀尾商工会議所)	慶尚北道亀尾市ソンジョン大路120	054-454-6613
全州知識財産センター (全州商工会議所)	慶尚南道晋州市ドンジン路255	055-762-9411

3. 海外知識財産センター(IP-DESK)の状況

・ 海外IP-DESKの連絡先

国名		連絡先
中国	北京	TEL:+86-10-6410-6162(ext71) FAX:+86-10-6505-2310 E-mail:ipkotra@126.com
	上海	TEL:+86-21-5108-8771(ext148) FAX:+86-21-6219-6015 E-mail:ikakan@aliyun.com
	青島	TEL:+86-532-8388-7931(ext302) FAX:+86-532-8388-7935 E-mail:kotrama@163.com
	広州	TEL:+86-20-2208-1600(ext1405) FAX:+86-20-2208-1636 E-mail:shane.bai@aliyun.com
	瀋陽	TEL:+86-24-3137-0770(ext804) FAX:+86-24-3137-0773 E-mail:ipdesksy@kotra.or.kr
	西安	TEL:+86-29-8885-4393 E-mail:716246@kotra.or.kr
日本	東京	TEL:+81-3-6273-4638 FAX:+81-3-3214-6950 E-mail:mh10004@kotra.or.kr
ベトナム	ホーチミン	TEL:+84-8-3822-3944(ext114) FAX:+84-8-3822-3941 E-mail:hcmipdesk@gmail.com
タイ	バンコク	TEL:+66-2-035-1557 FAX:+66-2-204-2504 E-mail:ipdeskthailand@gmail.com
米国	LA	TEL:+1-323-954-9500(ext142) FAX:+1-323-954-1707 E-mail:laipdesk@gmail.com
	ニューヨーク	TEL:+1-646-918-5594 FAX:+1-212-888-4930 E-mail:graceahn.kotra@gmail.com
ドイツ	フランクフルト	TEL:+49-69-2429-9299 FAX:+49-69-25-3589 E-mail:donghee.lee@kotra.or.kr

4. 全世界の特許庁インターネット住所

国名	住所
그리스	http://www.obi.gr
南アフリカ共和国	http://www.cipc.co.za
ニュージーランド	http://www.iponz.govt.nz
デンマーク	http://www.dkpto.dk
台湾	http://www.tipo.gov.tw
ドイツ	http://www.dpma.de
ロシア	http://www.fips.ru
ルーマニア	http://www.osim.ro
マレーシア	http://www.myipo.gov.my
モナコ	http://en.gouv.mc
モロッコ	http://www.ompic.org.ma
モンゴル	http://www.ipom.mn
米国	http://www.uspto.gov
ベルギー	http://www.boip.int/en
ブラジル	http://www.inpi.gov.br
スウェーデン	http://www.prv.se
スペイン	http://www.oepm.es
スイス	http://www.ige.ch
シンガポール	http://www.ipos.gov.sg
湾岸協力機構	http://www.gccpo.org
アイルランド	http://ie.espacenet.com
イギリス	http://www.ipo.gov.uk
ユーラシア	http://www.eapo.org
イタリア	http://www.uibm.gov.it
インド	http://www.ipindia.nic.in
日本	http://www.jpo.go.jp

中国	http://www.sipo.gov.cn
チェコ	http://www.upv.cz
カナダ	http://opic.gc.ca
トルコ	http://www.turkpatent.gov.tr
チュニジア	http://www.inorpi.ind.tn
ポーランド	http://www.uprp.pl
ポルトガル	http://www.marcaspatentes.pt
フランス	http://www.inpi.fr
フィンランド	http://www.prh.fi
フィリピン	http://www.ipophil.gov.ph
ハンガリー	http://www.hpo.hu
オーストラリア	http://www.ipaustralia.gov.au
香港	http://www.ipd.gov.hk/
EU知的財産庁(EUIPO)	https://euipo.europa.eu/
EPO	http://www.epo.org
WIPO	http://www.wipo.int

5. 海外の特許検索サイト

機関(国)	検索区分	住所
世界知的 所有権機 関(WIPO)	国際特許検索	http://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf
	国際商標検索	http://www.wipo.int/romarin
	デザイン検索	http://www.wipo.int/designdb/hague/en/
米国 (USPTO)	特許検索	http://patft.uspto.gov/
	商標検索	https://www.uspto.gov/trademark
ヨーロッ パ(EPO)	特許検索	http://worldwide.espacenet.com/?locale=en_EP
日本 (IPDL)	特許/商標/ デザイン検索	https://www.j-platpat.inpit.go.jp
ヨーロッ パ商標庁 (EUIPO)	商標検索	https://www.tmdn.org/tmview/
	デザイン検索	https://oami.europa.eu/ohimportal/en/
オースト ラリア (AU)	特許検索	http://pericles.ipaustralia.gov.au/ols/auspat/
	商標検索	https://search.ipaustralia.gov.au/trademarks/search/
	デザイン検索	http://pericles.ipaustralia.gov.au/adds2/adds.adds_simple_search.paint_simple_search
カナダ (CA)	特許検索	http://www.ic.gc.ca/opic-cipo/cpd/eng/introduction.html
	商標/デザイ ン検索	http://www.ic.gc.ca/
中国	特許検索	http://211.157.104.77:8080/sipo_EN/search/tabSearch.do?method=init
	商標検索	http://wsjs.saic.gov.cn
イギリス (GB)	特許検索	http://www.ipo.gov.uk/types/patent/p-os/p-find/p-ipsum.htm
	商標検索	https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-tmcase
	デザイン検索	https://www.registered-design.service.gov.uk/find

香港	特許検索	http://ipsearch.ipd.gov.hk/patent/main.jsp?LANG=en
	商標検索	http://ipsearch.ipd.gov.hk/trademark/jsp/main.jsp
ドイツ (DE)	特許検索	https://register.dpma.de/DPMAREGISTER/pat/uebersicht
	商標検索	https://register.dpma.de/DPMAREGISTER/marke/uebersicht
	デザイン検索	https://register.dpma.de/DPMAREGISTER/gsm/uebersicht
ニュージー ランド	特許検索	http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635296415025624841
	商標検索	http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635296414944036841
	デザイン検索	http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635296414856832841
フィリピン	特許検索	http://121.58.254.45/ipophilsearch/patentsearch.aspx
	商標検索	http://www.wipo.int/branddb/ph/en/
ロシア (RU)	特許/商標/ デザイン検索	http://www.rupto.ru/rupto/portal/96bb3146-3081-11e1-351c-9c8e9921fb2c?lang=en
デンマーク	特許検索	http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Patent
	商標検索	http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Varemaerke
	デザイン検索	http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Design
Thomson Reuters	MicroPatent	http://www.micropat.com/static/index.htm

6. 国内知的財産権関連機関のインターネット住所

機関	住所
特許庁	http://www.kipo.go.kr
韓国発明振興会	http://www.kipa.org
韓国特許戦略開発院	http://www.kista.re.kr
韓国知識財産サービス協会	http://www.kaips.or.kr
国際知財権紛争情報ポータル	http://www.ip-navi.or.kr
営業秘密保護センター	http://www.tradesecret.or.kr
韓国知識財産保護院	http://www.koipa.re.kr
公益弁理士 特許相談センター	http://www.pcc.or.kr
標準特許センター	http://www.epcenter.or.kr
韓国特許情報院	http://www.kipi.or.kr
韓国特許情報院 特許情報振興センター	http://www.pipc.or.kr
韓国女性発明協会	http://www.inventor.or.kr
特許情報ネットKIPRIS	http://www.kipris.or.kr
特許情報活用サービス	http://plus.kipris.or.kr
知的財産能力試験	http://www.ipat.or.kr
職務発明制度	http://www.kipa.org/ip-job/index.jsp
デザインマップ	http://www.designmap.or.kr
IP-Market (知的財産取引情報システム)	http://www.ipmarket.or.kr
地域知識財産センター	http://www.ripc.org
D2B デザインフェア	http://www.d2bfair.or.kr
IP キャンパス	http://www.ipcampus.kr
国家知識財産教育ポータル	http://www.ipacademy.net
韓国半導体産業協会	http://www.ksia.or.kr
半導体設計財産流通センター	http://www.kipex.or.kr
韓国知識財産研究院	http://www.kiip.re.kr

2018年度

特許庁知の財産支援施策

発行日	2017年12月
発行先	特許庁 産業財産政策課 大田広域市西区庁舎路189 政府大田庁舎
電 話	042)481-5052
FAX	042)472-3464
